

# 第三部

## 勞働施設及對策

概説	三五五
第一編 業主の施設及對策	三五六
第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策	三五六
第一節 慰撫的對策	三五六
第一 共濟組合—第二 扶助給與—	三五六
第三 福利及慰安施設	三五八
第二節 協調的對策	三五八
第三節 對抗的對策	三五八
第二章 官公業當局の施設及對策	三六〇
第一節 慰撫的對策	三六〇
第一 共濟組合—第二 扶助給與—	三六〇
第三 福利及慰安施設	三六二
第二節 協調的對策	三六二
第三章 農業地主の對策	三六二
第一節 慰撫的對策	三六二
第二節 協調的對策	三六二
第三節 對抗的對策	三六二
第四節 自棄的對策	三六二
第四章 其他の勞働者に對する業主側の施設及對策	三六三
第五章 中間階級者に對する業主側の施設及對策	三六三
第六章 婦人勞働者に對する業主側の施設及對策	三六四
第二編 勞働施設	三六四
第一章 一般勞働者に對する施設	三六五
第一節 一般的施設及其方針	三六五
1 勞働法規—2 各省事業官制	三六五
第二節 對失業施設及職業紹介	三六八
第一 政府—第二 府縣—第三 公共團體	三六八
第三節 對勞働災害及勞働衛生施設	三七〇
第一 政府—第二 府縣	三七〇
第四節 生活費低減施設	三七五
第五節 共濟的施設	三七五
第一 政府—第二 公共團體	三七五

第六節 社會保險施設	三七六
第一 政府—第二 公共團體	三七六
第七節 勞働者教育施設	三七八
第一 政府—第二 府縣公共團體	三七八
第八章 社會施設資金貸與	三七九
第二章 農業勞働者に對する施設	三八〇
第一節 政府(米價調節、自作農創定維持、農業倉庫、副業獎勵、農村教育、各種獎勵)—第二 府縣(自作農創設維持、農家副業獎勵、農家經營改善)—第三 農會	三八〇
第三章 中間階級者に對する施設	三九二
第四章 婦人勞働者及職業婦人に對する施設	三九三
第五章 少年勞働者に對する施設	三九四
第六章 海外移民に對する施設	三九四
第七章 移入民に對する施設	三九五
第三編 勞働者運動對策	三九五
第一章 工・鑛・交通業勞働者運動對策	三九六
第一節 勞働爭議對策	三九六
第二節 勞働運動對策	三九六
第三節 勞働組合對策	三九六
第二章 農業勞働者運動對策(小作爭議對策)	四〇四
第三章 國際勞働協會	四〇六
第四編 勞働問題關係調査	四〇四
第一章 勞働者一般に關する調査	四〇六
第二章 工・鑛・交通業に關する調査	四〇七
第三章 農業勞働に關する調査	四〇八
第四章 其他の勞働に關する調査	四一〇
第五章 中間階級者に關する調査	四一一
第六章 婦人職業に關する調査	四一二
第七章 少年勞働に關する調査	四一三
第八章 海外移民に關する調査	四一三
第五編 勞働立法	四一四
勞働施設關係統計表——丙第一表乃至第六表	四一四



## 概 説

財界不況の一語によつて直接振蕩せらるゝものは都市に於ける工場労働者、交通業労働者及び俸給生活者の生活である。「失業」は目を斜いて彼等の生活を脅威する。此の時に際してこれ等無産者の直接の業主が、彼等に對する施設に就きて、特に多くを考ふることを爲さざるも、否な考ふるの必要を感ぜざること寧ろ當然すぎる事柄である。而已ならず資本家側は却つて攻勢を持して、労働者側に迫らんとする勢をさへも示したのである。斯くて此等業主の温情にまつ無産労働者の状態改善には何等の新味も、亦何等の加ふる所もなく、却つて資本家相互間の結束が歳々より統制的に、従つてより強靱に赴きつゝありて、労働運動に對する對抗的準備がいよ／＼整備し行きつゝあるに接するのである。翻つて農村を見るに、此處にも亦、財界不況の波は押し寄せるものありとはいへ、此處には特殊なる經濟事情の支配するものあり本年の米麥豐作は都會とは異つた形貌を此處に現出せしむるに至つた。其の結果は農村に於ける小作爭議のより深刻化であり、より普遍化と成つて現はれて來た。農業地主の態度が斯くて慰撫協調よりいよ／＼對抗自棄に傾いて來た。

此の時に際して、第三者の行ふ労働施設としては、焦眉の急務たる失業救済のそれに集中されざるを得なかつた。而し

て職業紹介事務の改善と擴張が問題となり、失業共済のことが考へられ、六大都市の土木事業によつて日傭労働者の失業救済が講ぜられた。要するに暗陰な世相を鈍色を以て塗抹したものである。一方農村問題に對する施設としては、例によつて小作爭議調停、自作農創設維持を中心として、農村振興、農業倉庫、農家副業獎勵、共同耕作の獎勵、農事小組合組織の德憑等々、正に樂屋總出の盛觀である。しかも依然として何等清新なる匂もない。

政府は其の年來の主張であつた社會政策の實現、労働立法の整備に向つて大いに努むる所があつたかの如く見える。即ち三月一日には労働者募集取締令の實施、十二月には營利職業紹介所取締令の公布の如きそれであるが、財政整理緊縮の名の下に改正工場法及び健康保險法の施行を延期したるは先づ止むを得ざるものありと爲し得べきも、普選法の代償と稱せらるゝ治安維持法の提案實施、労働組合法及び労働爭議調停法等の取扱方に於て、其の所謂社會政策の實現と労働立法の整備てふ主張は、遂に鼎の輕重が決せられた様である。

然しながら時代は常に進んでゐる。殊に労働問題に於て時代は絶えず進展してゐる。本大正十四年に於てあつた労働施設及び労働對策が來るべき大正十五年にも其のまゝに繰返さるべしと、何人が言ひ得ようか、何人が云ふ確信があるだらうか。



# 第一編 業主の施設及對策

## 第一章 工・鑛・交通業資本家の

### 施設及對策

本年の經濟界不振、失業増加は労働運動に於て労働者側をしてより一層守勢的ならしめたのである。従つて資本家側のその労働施設及び對策は舊套を墨守するのみであつて、何等目新しき表現に接することが出来なかつた。否な寧ろ其の反對に、資本家側は却つて攻勢に轉じて、労働者側に肉薄せんとする傾をさへ認むることが出来たのである。かくて労働立法に對しては積極的に反對を表はし、遂に社會局原案なるものが骨抜きにせられたるに依つても知られ得る如く、資本家側の結合は年々鞏固に赴きつゝあるそれは見遁がし得ざる事實なのである。

以下、當該業主が行つた諸施設の最近の狀況、成績、統計及び本年に於ける主要施設に就いて、其の概略を記することとする。

### 第一節 慰撫的對策

#### 第一 共濟組合

我が國に於ける共濟組合の嚆矢は、明治二十三年山口縣下

の某セメント會社工場に於けるそれであつたと稱せらるゝがその後大した發達を見ずに年代を経たのである。然るに大正年代に入つてより漸次その數を増し、大正五年後に至つては急激なる増加を見る様になつたのである。而して大正八年度末にあつては、工場鑛山に於て、その數六百を算するに至つた。その以後なほ全國的統計に接し得ざるが故に正確なる數を此處に稱し得ざるものがあるけれども、和歌山縣の例を見るに、大正八年に於て二十を數へたるものが大正十四年末に於ては三十三に、秋田縣の例を取るに、大正八年に於て八なりしもの十三年末に於て十二に、何れも増加しるより推して、全國に於ては其後著しき數を算したるものありと、斷じ得やう。政府は健康保險法の施行に當り、共濟組合を以て、ある程度迄健康保險施行の一機關と認めてその企圖をさへ試みた程であつたが、遂にその事なくして歇んだのである。

#### 第二 扶助給與

茲に取扱ふ扶助給與とは、工場主及鑛山主が、その使用人の業務上の負傷、疾病其他に對して、工場法又は鑛業法の定むるところに準據して給與するものを稱するのであつて、今その概況を知る爲に、各種扶助給與の一件當り平均額を示せば左の通りである。(單位圓)

民營工場 (大正十二年) 官營工場 (大正十二年) 鑛山 (大正十二年)

施療	三・五五	〇・四三	—
療養費	一三・四八	三・六七	六・七五
療養手當	—	—	一三・二三
休業扶助料	一七・二六	三・五三	—
傷害扶助料	九・三六	一六・二〇	一四・五六
遺族扶助料	五五・六〇	四三・二七	三七・四〇
葬祭料	七・七六	四・七二	二〇・五〇
令第十四條ニ依る扶助料	三二・八六	二八・七四	—
歸郷旅費	一〇・四三	三・一七	—
未成年又女子	二・八六	三・七三	—

増額を示してゐる。即ち左の通りである。(單位圓)

大正十三年 一人當平均	大正十二年 一人當平均
療養費	五・八八
療養手當	一三・二三
不具癈疾者扶助料	一四・五六
遺族扶助料	三七・四〇
葬祭料	二〇・五〇
計	三三・五二

第三 福利及慰安施設

(丙統計表第三表参照)

工場に於ける扶助給與——大正十一年中に於ける件數二十六萬四千四百七十五件、人員十四萬一千九十八人、其の金額二百四十八萬六千九百二十九圓七十九錢九厘であつて、之を前年度と比較すれば件數及人員に於て減少し、扶助金額に於て増加を來たしてゐる。之は業主及勞働者側の自覺、監督官廳の督勵に負ふところであるが、尙ほ幾多考慮を要すべき點が多い。(丙統計表第一表参照)

前年度年鑑には大正十年中に於ける工場内の職工保護及慰安に關する施設の全國的觀察の結果を舉示したのであるが、本年はその後の新らしき材料に接することが出来なかつた。故に此處には先づ大正十三年末現在に於ける斯種施設に關して大阪府當局が其の管下工場に就きて調査し得たる結果を掲げやう。

鑛山に於ける扶助給與——大正十三年中の鑛夫の扶助人員は二十二萬五人、その金額五百二十八萬一千九百九十三圓五錢三厘であつて、人員及總額に於て共に前年度より減少を來たしてゐるが、各種の扶助の一人當り平均額に於ては多少の

職工住宅	二六	二四	二六	五	一三	六	一五
樂器	三	三	五	—	—	—	三
娛樂室	二四	二	—	—	—	—	元
庭球	二〇	六	—	—	—	—	三
染織機械器	—	—	—	—	—	—	—
工場具	—	—	—	—	—	—	—
化學工場	—	—	—	—	—	—	—
飲食物	—	—	—	—	—	—	—
雜工場	—	—	—	—	—	—	—
特別工場	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—



演劇場	八	一	一	一	一	一	一	八
玉突	八	一	一	一	一	一	一	九
其他設備	元	二	二	一	三	三	三	六
運動場	三	一	一	一	三	一	一	五
活動寫真	四	二	一	一	二	一	一	元
演劇	六	一	二	一	一	一	一	三
精神講話	三	一	三	一	二	一	一	元
運動會	九	二	三	六	五	三	三	七
其他施設	三	二	七	一	一	一	一	三

次に兵庫縣下の主要工場に就き兵庫縣工場懇談會の調査したる結果(工場研究第二十一號所載)を抄出すれば、

社宅補助	家賃	廉賣	無料藥價	診察補助	娛樂招待	給與
織維工業	三	六	六	九	元	八
機械工業	三	一	三	七	四	元
化學工業	二	一	一	三	四	一
飲食物工業	一	一	一	二	二	一
特種工業	一	一	一	二	四	一
雜工業	一	一	一	三	八	一
計	六	九	三	六	二	六
						三

大正十四年中此の方面に於て特に注目すべき施設として數ふべきは、兵庫縣工業懇談會が工場寄宿舎世話係講習會を十月十九日より五日間開催して二十一名の修了者を出したること

と、東洋紡績會社津分工場にて十二月以降職工家族中六十歳以上のもの及び十二歳以下のもの各一人に對し一ヶ月一圓宛を生活補助費として支給する事としたることであつた。

### 第二節 協調的對策

勞資の協調的施設としての工場委員會は大正十三年末に於て百二十三、準工場委員會三十二、合計百五十五を算するのであるが(前年度年鑑第四三六頁参照)、それらが如何に其の所期する協調の使命に對して無力であるかは年々歳々愈々明らかになり行く所である。其の一實例として兵庫縣に於ける十四の工場委員會の成績を見るに多少の効果ありと報じゐるもの僅かに三工場に過ぎず、他の十一工場に於ては有名無實なるか、然らざれば勞働組合に壓倒せられて何等の働をもなし得ない有様に置かれてゐる。斯くの如きの状態に於て、大正十四年中斯種委員會の新設立に接し得なかつたのは、寧ろ當然の事と云ひ得よう。

### 第三節 對抗的對策

工場鑛山の資本家相互間の團體としての工場懇話會及び鑛山懇話會(名稱は區々)は、當研究所の調査する所によれば、大正十四年末現在に於て百七十二團體であつて、其設立年度範圍等は次に示すが如くである。而して其中にて全國的のも

のは鑛山懇話會、紡績聯合會、電氣協會、工業俱樂部、船主協會等七を算するだけである。

設立年度	府縣ヲ範圍トスルモノ	ソノ他	計
自明治二十九年	四	三	六
至大正七年			
大正八年	六	五	三
大正九年	四	二	五
大正十年	二	七	九
大正十一年	四	三	六
大正十二年	六	九	五
大正十三年	五	六	二
大正十四年	四	八	三
不	一	八	六
計	五	一三七	一三七

右の中、大正十四年中に設立されたるものを擧ぐれば次の如くである。

佐賀縣工場懇話會(二月)——仁多工場會(烏根)(四月)——群馬縣工場協會(四月)——新潟縣工場協會(五月)——門司工場懇話會(七月)——若松工場懇話會(福岡)(八月)——戸畑工場懇話會(福岡)(九月)——山口縣工場協會(十月)——坂井郡工場協會(福井)(十一月)——大野郡北部工場會(福井)(十一月)——三池工場懇話會(福岡)(十二月)——粕屋工場懇話會(福岡)(十二月)

此等の懇話會は上述の如く、僅少のものを除いて其大部分

第三部第一編 業主の施設及對策

は、廣き範圍としても漸く一府縣内、其の狭きものに至つては僅かに一警察署管内の資本家の團體たるに過ぎなかつた。而して其等團體相互間の聯絡に至つては、殆んど見るべきものがなかつたのである。然るに本年十一月十日に至り、社會局内に「産業福利協會」なるもの、創立を見るに至つたのである。今左にその會則の要旨を掲ぐれば、

産業福利協會會則

- 第一條 本會ハ工業災害ノ防止、勞働衛生ノ改善及被傭者ノ福利増進ヲ圖リ且ツ勞働法規ノ圓滿ナル施行ヲ助クルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ産業福利協會ト稱シ事務所ヲ社會局第一部ニ置ク
- 第三條 本會ハ廳府縣工業懇談會、工場衛生會其ノ他ノ團體ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ會費ハ一口年五十圓トシ口數ハ加入團體ト本會理事長ト協議ノ上之ヲ定ム之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 前項ノ會費ハ毎年四月一日之ヲ納付ス但シ新タニ入會スルモノハ入會年度ニ於テ入會ノ際ニ之ヲ納付ス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一名
  - 理事長 一名
  - 理事 若干名
- 第七條 會長ハ社會局長官トシ理事長ハ社會局第一部長トシ理事ハ會長之ヲ囑託ス
- 會長ハ本會ヲ代表シ本會ニ關スル事務ヲ總轄ス
- 理事長及理事ハ豫算ノ作成、事業ノ遂行其他本會ニ關スル常務



ヲ處理ス

第八條 役員ハ總テ名譽職トス

第九條 本會ノ庶務ニ従事スル爲メ左ノ職員ヲ置ク

幹事 若干名 書記 若干名

幹事及書記ハ會長之ヲ囑託又ハ任命ス

第十條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ本會ノ目的タル事業ニ關シ學識經驗アル者並關係官吏ニ付會長之ヲ依囑スルモノトス

(以下略)

## 第二章 官公業當局の施設及

### 對策

官公業に於ては民營事業に比較し勞働者の福利方面に於ての施設は幾分優つてゐたのであるが、それも下級の勞働者又は女子勞働者に及ばぬものであつた。

政府は下編に述ぶる如く勞働立法、殊に勞働組合法案の立案を行政調査會に諮る事となつた爲に、各官業當局者は之に對し消極的態度を持するかに見られた。即ち遞信當局の現業委員會の設置計畫の如き、軍器工廠に於ける軍屬の組合加入反對の如きそれである。然しながら他方に於ては、共濟組合の扶助範圍の擴張、就業規程の改善等が多少なりとも行なはれたのである。

### 第一節 慰撫的對策

#### 第一 共濟組合

官營事業従事勞働者は雜夫、臨時工或は郵便夫等を除けば總て共濟組合に加入し居る状態であつて、大正十二年度末にて十一組合の組合員數は五十貳萬一千五百五十二人に達してゐる。此等に關する諸統計は丙統計表第四表として蒐録してある。

今年度に於ては、共濟組合の運用の範圍が漸次擴大され、その運用上の手續等に就いても亦、民主的な施設を見るに至つたのである。即ち製鐵所共濟組合の改正(十一月の改正)の如き、海軍共濟組合に於ける諮問委員の實施の如き之であつて、殊に後者に於ては、各工廠毎に設けられゐたる共濟會を解散して、從來の一切の事業を此の共濟組合に引繼いだるのである。

官營事業に於ても、共濟組合が實施せらるゝ傾向が多くなつて來た。今年に於ては、名古屋市電氣局従業員に對しては十一月二十一日よりその實施を見、朝鮮總督府鐵道局の鐵道手及雇員以下の現業員に對しては四月一日より朝鮮總督府遞信官署現業員共濟組合規定に準じそれが施行せらるゝ事となつた。



## 第二 扶助給與

官營工場に於ける扶助給與に關する統計は丙統計表第二表として、又官廳現業員共済組合による給與は前述の如く丙統計表第四表として掲載してある。

### 第三 福利及慰安施設

官業に於ては、從業員の爲めの福利施設に就いての考慮が相當になされた様である。例へば鐵道省の鐵道審判所の調査の如き、逓信省に於ける從業員保健調査會設置の如き之であるが、本年實施を見たるものゝ中にて、特に著しいものとして擧ぐべきは、四月一日より實施されたる專賣局就業規則の改正及び鐵道省の列車自働連結器取付けであつた。

公業に於ても、殊に前年の各都市に於ける電車從業員の運動の結果として、本年度の豫算の通過と共に、其に多少の労働條件の改善が實施せられた。

官公業に於ける福利施設は民營事業に於けるそれと大體類似のものが多いけれども、就中優れてゐるものに教化事業と購買事業とがある。鐵道現業員共済組合の大正十三年度に於ける購買事業成績を見るに、配給額二千八百三十六萬圓餘、一人平均百四十五圓餘に達してゐる。

## 第二節 協調的對策

民營工場に於ては、労働組合運動の發達とともに、工場委

員會が有名無實のものと化し行くに反し、官公營事業に於ては、之が重要さの漸く認められ行きつゝあることは、誠に興味ある對照である。これ一は労働組合運動に對する政策として當局が相應に力を貸しゐるにもよるのであるが、官公營事業てふもの其ものゝ性質上、斯かる機關の發育を可能ならしむるによるものと爲さねばならぬのである。而して此の工場委員會なるものが、漸次労働組合の有する民主的特質を取り入れ行きつゝあることは、其の意義と其の効果を益々大ならしむるものと云はねばならぬ。即ち委員選舉の擴大の如き前年大阪市電氣局に設けられたる自助會に於てすらも之を労働組合化せんとする運動が根強く主張されつゝあるが如き、何れも如上の傾向を語るものではあるまいか。

## 第三章 農業地主の對策

農村問題の逐年紛糾を加へ、小作爭議の組織化繼續化の度の進展するにつれて、之に對する地主の對策も亦、種々雑多である。併しながら地主側の對策に就きては、尙ほ未だ全國的にも、局地的にも、總括的なる調査が行はれて居ない爲めに、資料極めて貧弱である。以下記叙する處は、個々の事實を分類列記するを以て満足せねばならぬのであるが、之によつて本年度の趨勢を窺知するの資に供したいと思ふ。







山口縣富田町野村開作地主會創立—十月

大阪府大日本地主協會創立—十月

#### 一一 地主會議

鳥取縣西伯郡箕蚊屋地方地主會—大農施設に變更すべし協議—一月二十日

千葉縣海上郡地主會—地主聯合會設立に付いて—二月二日

山梨縣中巨摩郡興農會—小作爭議未然防止に付いて—二月十八日

朝鮮全南地主農談會—小作爭議防止に付いて協議—四月五日

大阪府北河内郡地主會—會規約十個條協議—六月十一日

兵庫縣淡路地主會—地主自衛策として村縣稅の帶納申合—八月十三日

新潟縣北蒲原郡地主總會—九月二十四日

### 第四節 自棄的對策

小作問題の紛糾に困じ果てたる地主の中には自棄的態度を採る者もある。その主なるものを擧ぐれば次の如くである。

#### 一 小作人へ土地分讓

岡山縣兒島藤戸町星島謹一郎氏約五町分讓—三月

福岡縣田川郡安眞木村伊藤萬太郎氏八町五段分讓—四月

岡山縣眞庭郡木山村妹尾與志夫氏二百數十町分讓—八月

茨城縣結城郡西豐田村中山庸太郎四十町分讓—十月

#### 一一 其 他

兵庫縣明石郡舞子吳啓藩氏四十町縣へ寄贈申込—一月

## 第四章 其他の勞働者に對する

### 業主側の施設及對策

前述せる以外の勞働者即ち手工業者、林業勞働者、漁業勞働者、商業使用人、人夫等の業主側の施設はその勞働狀態の個々なる如く、その施設及對策も千差萬別たるを免れず、且つ之を知るに極めて困難である。

本十四年中に於ける此方面の施設として纔かに注意し得べきものとしては、唯だ西日本に於ける百三十五の新聞社が年三回（四方拜、春秋季皇靈祭）の定期休刊日の設定を見た位のものである。

## 第五章 中間階級者に對する業

### 主側の施設及對策

中間階級者の自覺とともに、本年に於ては多少の勞働組合運動が勃興する様になつた事は前述の通りであるが、政府は之に對して壓制の態度を持し、官吏の勞働組合加入を拒否しつゝある状態である。

官吏中技術官の待遇の不公平に對する工政會はじめ他の諸團體の運動もあつた爲めに、政府當局は一般に下級官吏の待遇改善統一を圖る目的を以て之を行政調査會に諮問兼議せん



としたが遂に實行せられなかつた。

前年來の懸案であつた農會職員退職死亡給與金規程は十一月改正せられ、從來に比しその適用範圍を擴張し且つその率を增高せしめ、明年度より實施する事となつた。

## 第六章 婦人労働者に對する業

### 主側の施設及對策

婦人労働者中その大多數を占むるものは言ふ迄もなく染織工場に於ける女工である。而してそれら染織工場主の施設を見るに、積極的のものとしては殆んどなく、唯だ社會狀態の變化と、遅々たることは言ふまでもなきが然し兎に角現はれ來れる婦人労働者の自覺と、女工募集費の過重（これが最も大きな動因であるが）とが、夫等業主をして餘儀なく福利施設を考ふるの止むなきに至らしめつゝある狀態に過ぎない。

斯くて本年に於ては三月に三重縣工場聯合會が工場寄宿舎世話係講習會を開催したる外、兵庫縣工場懇話會、京都工場衛生會等に於ても同様の企をなし、又專賣局に於て工場規定の改正（其の主要なる項目は妊産婦の休養に關するものであつて、從來の四週間を十週間に改むるもの）を行つて、之を四月一日より實施した如きを擧げ得るに過ぎないのである。

託兒所を工場内に設置するもの漸く多くなり行き、又主婦

會、處女會等を設けて修養方面の施設を行ふものも漸次増加の傾が窺はれる。

## 第二編 労働施設

前者に於ては使用者側の當事者としての施設及對策の一般を記述したのであるが、本編に取扱はんとするものは所謂第三者の立場に立つ者即ち官公廳又は公共團體が労働者階級の狀態改善に對する施設及對策の概況である。

社會狀態の變遷に伴ひ、社會意識の展開につれて、從來解されたりし社會事業てふものも徐々に之に順應した變化を驗することゝなつたのである。斯くて最近に至りては、社會事業なるものは漸く其の舊態を蟬脱して、社會政策的色調を濃からしめんとする傾を帶ぶるに至り、従つて労働施設の方面にも、夫々其の手を延ばすやうになつたのである。而してこれらの事項に就いては、總て當研究所編纂に係る日本社會事業年鑑の記述に譲らうと思ふ。以て夫が參照を希望する次第である。



# 第一章 一般労働者に對する

## 施設

### 第一節 一般的施設及其方針

大正十三年の財界不況を繼承した本年に於ては、前半年は更に何等改善の跡が見られなかつたが、後半年に於ては種々なる原因中にも歐米の財界、特に米國の好況、米麥の豐作及綿製品の輸出増進等によつて幾分財界の改善が現はれたかに見えた。政治方面に於ては三派聯立内閣が、所謂税整問題の爲めに、憲政會の單獨内閣と改まつたのであるが、施政方針の大綱に於ては殆んど其の繼續と見做して大過なき有様であつた。

政府は其の年來の主張に基づき、社會政策の實現を期せねばならぬ破目にあつた。即ち第五十議會に於ける所謂普通選舉法の通過（五月五日公布）、大藏省預金部の改造（大藏省預金部特別會計法、預金部預金法の公布、預金部資金運用委員會の設置）、教育改善及農村振興基金特別會計法の公布、地方社會事業職員制及地方社會教育職員制の制定（十二月十二日公布）の如き、又行政調査會を設け文官任用令及官吏關係諸制度の改善をはじめ、勞働立法の制定に意を注ぎたる如き之であるが、退いて他方に於ては、治安維持令を施行し、更ら

に勞働立法方面に於て行政調査會に於ける審議の進行振りに徴する時は、嚮の諸政策は徒らに掲げられたる羊頭に過ぎずして、或は其の農民勞働黨の禁止と云ひ、或は社會政策的財政改革と稱して其實は徒らに間接稅負擔の過重を招來したる事實と云ひ、將に狗肉を與へたるものと評するも過言に非ざる有様であつたのである。

#### 1 勞働法規

「改正工場法施行令」は前年來の懸案であつて、本年に於ては行政調査會の審議を経、十月二十七日同會に於て得たる可決案は、更らに樞密院に諮詢されたが、遂に精査未了のままに終つて仕舞つた。その他「救貧法」、「失業保險法」、「海員保險法」、「日傭勞働者保險法」等に就いても、その施行の企圖を有するが如くに喧傳せられたるにも拘はらず、遂にその事なくして終つたのである。斯くて結局本年中に制定を見たるものは左の如きものである。（條文は附録「勞働法規」參照）

職業紹介法施行令中改正——大正十四年六月二十四日勅令第二百

四十號

營利職業紹介事業取締規則——大正十四年十二月十九日内務省令

第三十號

副業獎勵規則——大正十四年五年九日農林省令第十二號

尙ほ大正十三年中公布された「勞働者募集取締令」は本年三月一日より各府縣に於て施行規則を制定し實施された。



2 各省事業及官制

政府に於ける勞働施設行政に就いては、その大部分を擧げて内務省社會局に委ねあり、他の方面に於ける施設は夫々の方面に於ける豫算の状態によりて、其の大體を推知し得らるゝものありと思考せらるゝが故に、茲には大正十四年度豫算中勞働施設として特に設けられたるものゝ歳出豫算高並びに社會局官制一覽を掲げて、以てそれを知るの便に供しようと思ふ。

「各省歳出豫算額」より (單位圓)

行政及一般的なもの

社會局(内・經)	二五六、一〇五
鑛山監督局(商・經)	五四〇、六四七
失業統計調査費(大・臨)	一三〇、〇〇〇
職業紹介に關するもの	
職業事務局(内・經)	一四一、一九九
職業紹介所費補助(内・經)	一五七、〇〇〇
船員職業紹介事業費補助(遞・臨)	七三、五〇〇
勞働衛生に關するもの	
工場災害豫防並工場鑛業衛生調査費(内・臨)	三三、〇三八
健康保險法實施準備費(内・臨)	二五、二九〇
保健衛生調査及獎勵諸費(内・臨)	六八、四七七
農村關係のもの	
産業獎勵費(農・臨)	六、四五六、三二〇

農村振興費(農・臨)	二、九八二、〇三〇
震災地産業其他復舊及復興助成費(農・臨)	一、四九〇、〇〇〇
補助費(農・經)	四六五、四九九
内農會補助	一一〇、〇〇〇
開墾監督費(内・臨)	一三〇、五八四
移植民に關するもの	
移植民保護及獎勵費(内・臨)	一、〇〇〇、〇〇〇
移民保護獎勵費(外・臨)	一三〇、〇〇〇
在外兒童教育費補助(外・臨)	二〇〇、〇〇〇
教育教化に關するもの	
普通教育費(文・經)	四、三六二、三七八
實業教育費(文・經)	八八五、八六〇
實業教育調査費(文・臨)	二四、六六九
社會教育獎勵費(文・經)	七六、〇五五
教化事業調査及獎勵諸費(文・臨)	五〇、〇〇〇
船員養成補助(遞・臨)	三三、五〇〇
社會事業に關するもの	
社會事業調査及獎勵諸費(内・臨)	一一〇、〇〇〇
國立感化院(内・經)	五三、〇八八
地方感化院費補助(内・經)	一一一、七六〇
精神病院費補助(内・經)	一九七、五二七
癡兵院(内・經)	一一一、三六七
軍事救護費(内・經)	九六六、三六七



地方改善費(内・臨) 五四、〇〇〇  
 勤儉獎勵費(内・臨) 二八、〇〇〇  
 貯金獎勵費(遞・臨) 八〇、〇〇〇  
 水難救済補助(遞・臨) 三五、〇〇〇  
 釋放者保護事業獎勵費(司・經) 四〇、〇〇〇

〔備考 内―内務省、外―外務省、大―大藏省、文―文部省、商―商工省、農―農林省、選―選信省、經―經常費、臨―臨時費を示す。〕

〔社會局部課事務分掌一覽〕

庶務課

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 人事ニ關スル事項
- 三 長官ノ官印及局印ノ管守ニ關スル事項
- 四 文書ノ接受及發送ニ關スル事項
- 五 文書ノ編纂及保管ニ關スル事項
- 六 經費及諸收入ノ豫算決算及會計ニ關スル事項
- 七 營繕ニ關スル事項
- 八 他ノ部課ニ屬セザル事項

第一部

勞働課

- 一 勞働ノ調査ニ關スル事項
- 二 國際勞働ニ關スル事項
- 三 其ノ他勞働ニ關スル事項

第三部第二編 勞働施設

監督課

- 一 工場法ノ施行ニ關スル事項
- 二 工場勞働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項
- 三 鑛夫ニ關スル事項

健康保險課

- 一 健康保險法施行準備ニ關スル事項
- 二 社會保險ニ關スル事項但シ失業保險ニ關スル事項ヲ除ク

第二部

保護課

- 一 罹災救助窮民救助其ノ他賑恤救済ニ關スル事項
- 二 軍事救護ニ關スル事項
- 三 感化院ニ關スル事項
- 四 兒童保護ニ關スル事項
- 五 他課ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項
- 六 震災救護殘務ニ關スル事項

福利課

- 一 住宅ノ供給改善ニ關スル事項
- 二 公設浴場、質屋及簡易食堂宿泊所其ノ他福利増進ニ關スル事項
- 三 社會教化事業ニ關スル事項

職業課

- 一 職業紹介其ノ他失業ノ救済及防止ニ關スル事項
- 二 失業保險ノ調査ニ關スル事項
- 三 移植民ノ保護獎勵ニ關スル事項

## 第二節 對失業施設及職業紹介

### 第一 政 府

#### 1 施設概要

經濟界の不況に加ふるに行政整理及軍備縮少による失業者の續出は未だ見ざる多數であつた事は前述の通りであるが、政府は之に對する根本方策の確立の爲めに、十月一日失業統計調査を施行した(その概數は甲統計表中参照)。その外本年に於ては從來の應急策より一步を進めた方面の施設が行はれた。それは地方職業紹介委員會の任命、少年勞働の紹介及輔導又は營利職業紹介事業取締規則(附録「勞働法規」参照)の公布等に就いて見らるべく、職業紹介法施行令を改正し日傭勞働の賃銀立替の制を施き、又八月二十日の六大都市關係者打合せに於て夫々計畫されたる失業救濟事業の實施を決定したる等は、その主なるものである。

#### 2 職業紹介の成績

大正十四年中に於ける職業紹介所の紹介成績に關するものは丙統計表第五表として一括収録してある。

#### 3 職業紹介に關する新施設及改善

大正十三年二月二十日勅令第二十號を以て職業紹介委員會官制公布せられ、中央職業紹介委員會の設立を見た事は前年度年鑑に述べた所であるが、本年三月十八日に至り

『東京大阪兩地方職業紹介委員會の成立』——を見たのである。若槻内務大臣の諮問事項及兩委員會の幹事及委員氏名は次の如くである。

#### 諮 問 事 項

「刻下ノ失業状態ニ鑑ミ東京(大阪)地方職業紹介事務局管内ニ於ケル日傭勞働者及俸給生活者ノ失業者ニ對スル職業紹介ニ關シ其實績ヲ舉グルニ最適切ナル具體的方策ニ關スル其ノ會ノ意見如何」

東京地方職業紹介委員會委員

委員——(會長)宇佐美勝夫、百濟文輔、市村慶三、岡田忠彦、藤原銀次郎、吉村萬次郎、井坂孝、片山哲、川島不二郎、高山治郎市、松井驥、豊原又男、安田龜一、遊佐敏彦

幹事——神尾式春、遊佐敏彦

大阪地方職業紹介委員會委員

委員——(會長)中川望、八木林作、吉村哲三、森岡二郎、長谷川正五、武藤健、安川第五郎、宇野利右衛門、久留弘三、山名義鶴、山口正、埴岡信夫、八濱徳三郎、久田宗作

幹事——山崎巖、久田宗作

兩委員會は夫々答申をなしたのであるが、今東京地方職業紹介委員會の答申を掲ぐれば次の如くである。(大阪地方のものも大同小異なり)

#### 答 申

日傭勞働者及俸給生活者ノ失業ニ對スル職業紹介ニ關シ其實績ヲ



舉クルニ最モ適切ナリト信スル具體的方策左ノ通り答申ス尙茲ニ  
附言セントスルハ失業救済ノ徹底ヲ期セントセハ職業紹介機能ノ  
擴充ノ外之ト並行シテ政府ニ於テ失業防止ニ關スル根本的對策ヲ  
樹立スルノ要アリト認メラル而シテ共ノ對策タルヤ多々アルヘキ  
稅制ヲ整理シテ財源ヲ涵養シ地方ヲシテ適切ナル産業ノ發達ヲ遂  
ケシムルカ如キ我ハ英國ノ産業獎勵法ニ倣ヒ勞働者ノ雇傭ヲ促進  
スル事業ノ遂行又ハ之ガ爲メ必要ナル物資ノ買入ニ要スル資金募  
集ニ對シテハ政府カ元利支拂ノ保證ヲナスノ法律ヲ制定スルカ如  
キ或ハ勞働者ノ需給調節上必要アリト認ムル時ハ官公營ノ主營事  
業ヲ臨機ニ施行シ得ル様法規ノ改正ヲ爲スカ如キ更ニ進ンテハ失  
業保險制度ノ實施ヲ計ルカ如キ皆其一例ナリ斯クシテ尙且職ヲ得  
サル者ニ對シテハ最後ノ救済ヲ證スヘキコト勿論ナリトス

### 日傭勞働者ノ職業紹介ニ關シ實績ヲ舉クル 具體的方策

- 一 官公營ノ事業ヲ適當ニ按配スルコト  
官公營ニ於テ工事ヲ營ムニ當リテハ常ニ勞務ノ需給關係ニ留意  
シ事業ノ伸縮又ハ工事ノ直轄等適當ナル按配ヲ試ミ以テ季節的  
失業ノ緩和ニ努ムルヲ要ス
- 二 勞務需給ノ狀勢視察機關ヲ設クルコト  
都市ニ於ケル勞働者ノ總數並ニ其ノ就職又ハ失業若クハ需給狀  
況或ハ地方ヨリノ集中狀況等ヲ常時視察シテ職業紹介ノ運用ニ  
資スル爲メ地方職業紹介事務局内ニ本機關ヲ常設スルノ要アリ
- 三 一定シタル期間ニ於テ日傭勞働者ニ對シ紹介所ニテ登録制度  
ヲ實施スルコト

地方ヨリ都市ニ集中スル一時的出稼勞働者ノ數増加スルニ從ヒ  
都市常住ノ日傭勞働者ノ失業率ヲ高ムルコト明カナリ依テ一定  
ノ期間ニ於テ當該都市在住ノ勞働者ニ對シ紹介所ニテ登録ヲナ  
シ置キ之ニ就職ノ便ヲ與フルモノトス

四 日傭勞働者専門紹介所ヲ設クルコト  
日傭勞働者取扱ノ紹介所ハ普通ノ紹介所ト分離セシメ其能率ヲ  
増進スルト共ニ位置ニ關シテハ勞働者ノ集散ニ便ナル地ヲ選ム  
ヲ要ス

五 日傭勞働紹介所ニ於テハ人夫供給ノ組織ヲ設クルコト  
職業紹介所ヲ通シテ人夫請負制度ノ缺點ヲ除去スル爲メ勞働者  
供給ニ關スル適當ナル組織ヲ紹介所内ニ設ケ勞銀立替拂及勞働  
用具ノ貸付等ヲモナサシムルヲ可トス

六 勞働宿泊所ヲ紹介所ニ附設スルコト  
人夫供給組織及共同的救済制度ヲ實施スルニ當リテハ勞働宿泊  
所ノ必要ナルノミナラス福利増進ノ見地ヨリモ此種ノ設備ヲナ  
スヲ要ス

七 勞働者ノ都市集中ヲ防止スルコト  
地方並ニ植民地ノ事業開發ニ努メ以テ根本的防止策ヲ證スルト  
共ニ停車場官公營其ノ他世人ノ往來繁キ場所ヲ利用シ都市集中  
ノ相互不利ナルコトヲ知ラシムルニ足ルヘキ宣傳方法ヲ行フノ  
要アリ

一 職業輔導機關技術學校等ヲ設クルコト  
俸給生活者ノ職業紹介ニ關シ實績ヲ舉クル  
具體的方策

一般又ハ失業者ニ對シ短期ノ夜間若クハ晝間ノ指導機關ヲ設ケ機械電氣土木建築簿記製圖速記タイプライター等其實務的教育ヲ施シ職業轉換ノ便ヲ與フルヲ可トス

二 俸給生活者専門紹介所ヲ設クルコト  
俸給生活者ノ職業紹介ニ關シテハ特殊ノ處遇ヲ要スルヲ以テ全國主要都市ニ専門ノ職業紹介所ヲ設クルノ要アリト認ム

各地方職業紹介委員會の答申を參考とし日僱勞働者の救済に就いては六大都市の公共事業の實施となつたのであるが、俸給生活者の對失業策としては何等具體的の施設を見なかつた。仍て十二月十五日中央職業紹介委員會に對し、内務大臣の左の諮問案あり、之に對しては各種の陳述ありし後、守屋榮夫、山崎龜吉、指田義雄、末弘巖太郎、賀川豐彦の特別委員に附託審議することとなつた。

諮問事項

「知識階級ニ失業者多キ現下ノ情勢ニ鑑ミ職業紹介事業經營上改善又ハ施設ヲ要スヘキ事項ニ關スル共會ノ意見如何」

『市町村職業紹介委員規程例の作製』——中央職業紹介事務局局長より之れを發表し各地方事務局を通じてその設立を慫慂するところありしたため、少數ながらその設立を見るやうになつた。

『職業紹介に關する諸規程の改正』——（條文は「勞働法規」参照）

一 職業紹介事務局官制改正——四月十一日勅令第二十七號  
一 職業紹介法施行令中改正——六月二十四日勅令第二百四十號  
一 營利職業紹介事業取締規則——十二月十九日內務省令第三十號  
『職業紹介に關する會議』——八月二十八日中央職業紹介事務局に地方職業紹介事務局長會議を召集した。その際の指示事項及打合事項は左の如くであつて、前年來各地方に於て頻りに行はれたる各種の打合會議に於ける諸問題の基調をなすものとして注意すべきであらう。

指示事項

- 一 失業救濟事業ニ關スル件——六大都市ノ失業救濟事業ニツキ紹介所ノ利用ノ完璧ヲ期スコト
- 二 職業紹介委員設置ニ關スル件——市町村ニ於ケル此種委員會設置ヲ獎勵スルコト
- 三 季節的職業紹介所ニ關スル件——未設置ニツキ之カ設置ニ努ムルコト
- 四 職業紹介所指導ニ關スル件——職員ノ指導修養ニ留意スルコト
- 五 求人調査ノ件——基本調査ヲ普クスルコト
- 六 事務執行豫定計畫ニ關スル件——様式ニ從ヒ豫定計畫ノ遂行ヲ期スルコト

打合事項

- 一 少年職業紹介ニ關スル件——七月二十五日ノ通牒ニアリタル如ク小學校ト職業紹介所トノ聯絡ニ關スル意見
- 二 勞働賃銀調査ニ關スル件——各地毎月ノ調査ヲナサムトスルニ



就テノ意見

- 三 不良求人及求職者ノ防止ニ關スル件—之ヲ通報及原簿ノ作成ニ就キテノ意見

第二府 縣

中央職業紹介事務局よりの各地に於ける委員會設置方獎勵に基き、之を設けたところがあつたが大阪府に於ては、『大阪府失業防止委員會の設置』——左の如き規則及委員により成立し、十月十一日に第一回委員會を開催した。

大阪府失業防止委員會規則

- 第一條 大阪府失業防止委員會ハ失業防止並失業保護ニ關シ知事ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス、本委員會ハ關係事項ニ關シ知事ニ建議シ且失業防止並失業者保護ニ關スル施設ヲ攻究スルコトヲ得
- 第二條 本委員會ノ會長ハ大阪府知事之ニ當ル
- 第三條 本委員會ノ委員ハ三十人以内トシ使用主及労働者ノ利益ヲ代表スト認ムル者並官公吏其他學識經驗アル者ノ中ヨリ知事之ヲ委囑ス
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 第五條 會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 本委員會ニ書記若干名ヲ置キ知事之ヲ委囑ス
- 第七條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス
- 第八條 本委員會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ命ス
- 第九條 書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第三部第二編 勞働施設

大阪府失業防止委員會委員

大阪汽車製造株式會社長長谷川正五、大阪職業紹介所長八濱徳三郎、日本勞働總同盟組織部長西尾末廣、日本ベイント製造株式會社長小畑源之助、大林組社長大林義雄、南海鐵道株式會社專務取締役岡田意一、大阪市助役加々美武夫、大阪工業會會長岡安、官業勞働總同盟書記川村保太郎、川北電氣企業社長川北榮夫、大阪府内務部長吉村哲三、共護會長廣錫祐、住友本店人事部津田秀榮、中山太陽堂主中山太一、大阪遞信局長野本正一、日本勞働組合評議會中央委員長野田律太、大阪市社會部長山口正、大阪市中央職業紹介所長松村義太郎、大阪市京橋勞働紹介所長松家岩吉、立憲勞働黨總理後藤田正毅、日本勞働組合聯合會社大阪支店長三宅郷太、大阪朝日新聞社專務取締役下村宏、大阪專賣局島田毅一、大阪地方職業紹介事務局長久田宗作、大阪毎日新聞社長本山彦一

諮問案

- 一 失業救済ノ目的ヲ達成セシムル最モ有効適切ナル具體的方法如何
- 二 自由労働者ニ對スル共濟的施設方案ニツイテ
- 三 無宿自由労働者ノ失業救済ノタメ最モ適切ニシテ實行可能ナル方策ニツイテ

協議案

- 一 現在以上ニ失業者ヲ増加セシメサルタメ雇傭主ト労働者ニ勸説スル件

二 失業防止並ニ救済ニ關スル個人的施設調査ノ件等

第三 公共團體

從來一般都市に於ては職業紹介所、東京神奈川大阪神戸等に於ては職業輔導會等に於て、失業者の紹介或は授産等をなしたつたのであるが、更らにより以上の機關と資金の有力なるもの、必要を痛感するに至つたのである。

『東京市自由勞働者失業救済委員會の設置』——一月九日東京市訓令第二號、規程次の如し。

第一條 自由勞働者失業救済委員會ハ市長ノ命ヲ受ケ本市内ニ於ケル自由勞働者ノ季節的失業ノ防止及救済ニ關スル調査審議ヲ爲ス

第二條 委員會ハ委員長一人委員若干人ヲ以テ組織ス

第三條 委員長ハ社會局長、委員ハ左ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

經理課長、衛生課長、下水課長、公園課長、河港課長、社會局庶務課長、社會局社會教育課長、社會局保護課長、社會局公營課長、道路局庶務課長、道路局第一、二道路課長、水道局庶務課長、水道局工務課長、水道局淨水課長、水道局擴張工事課長、建築局庶務課長、建築局營繕課長、建築局學校建設課長、建築局市場建設課長、區劃整理局庶務課長、區劃整理局第一、二施業課長、電氣局經理課長、電氣局工務課長、復興局總務部幹事

第四條 委員長ハ會務ヲ統理ス

委員長故障アルトキハ委員長ノ指命スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事及書記若干人ヲ置ク市職員ヨリ市長之ヲ命ス

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

『大阪市勞働共濟會失業共濟實施』——大正十三年六月設立された大阪市勞働共濟會は、時勢に鑑み同會則第三條事業の項目中に「會員の失業に對する共濟」を追加挿入し、九月二十一日より四ヶ所の紹介所に於て實施する事となつた。規程左の如し、

大阪市勞働共濟會失業共濟規程

第一條 會則第三條第一號ノ二規程ノ會員ノ失業ニ對スル共濟ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ本會出張所ニ於テ之ヲ取扱フ

第二條 會員ノ失業ノ場合ニ於テ共濟ヲ受ケムトスルトキハ豫メ其旨申出承認ヲ受クルモノトス

第三條 前條ノ規程ニ依リ承認ヲ受ケタル者ハ以下單ニ會員ト稱スニ對シテハ附録様式ノ失業共濟票ヲ交附ス

失業共濟票ハ毎月之ヲ更改ス組シ第六條ノ會員タルヲ證スルニ必要ト認ムル期間内ハ前月分ヲ保存スルコトヲ要ス

第四條 會員ハ從業毎一日ニ付金二錢ノ掛金ヲ從業前納付スルモノトス

第五條 會員ノ失業ニ對スル共濟ハ共濟金ノ給付トシ其ノ第一回ノ共濟金交付一日ノ額ハ五拾錢、日數ハ三日限トス

前項ノ共濟金ハ時宜ニ依リ他ノモノヲ以テ之ニ代フルコトアル



ヘシ

第六條 共濟金ノ給付ヲ受クヘキ會員ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ幹事ニ於テ適當ナリト認ムル者ナルコトヲ要ス

一 既往一ヶ月内ニ於テ三日以上掛金ノ後求職スルモ引續キ從業スルヲ得スシテ三日ヲ經過シ仍失業ノ者但シ既往一月内ニ共濟金ノ給付ヲ受ケタルトキハ其ノ以後ニ於テ三日以上掛金ノ納付アルコトヲ要ス

二 共濟金ノ給付ヲ受クルコトナク引續キ六日以上求職シ仍從業シ得ザル者

第七條 失業ノ原因左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス其會員ニ對シテハ共濟金ハ之ヲ給付セス

- 一 勞働爭議ニ基クトキ
- 二 疾病其ノ他勞働不能ニ因ルトキ
- 三 紹介セラレタル勞働ヲ拒ムニ因ルトキ
- 四 其他故意又ハ不正ニ因ルト認メタルトキ

第八條 會員ハ毎日求職シタル職業紹介所内ノ本會出張所ニ失業共濟票ヲ提出シ當日ノ從業又ハ失業ニ付係員ノ證印ヲ受クルモノトス

前項ノ證印ハ從業ノ場合ニ在リテハ第四條ノ掛金納付ノ時、失業ノ場合ニ在リテハ當日從業シ得スト認メタル際豫メ提出ヲ受ケ其ノ日ノ午後零時三十分ヨリ同一時迄ニ於テ之ヲ爲ス

第九條 會員左ニ掲クル各號ノ一ニ該當スル日ハ掛金ノ有無ヲ問ハス勞働ニ從事シタルモノト看做ス

- 一 失業共濟票ニ證印ヲ受ケサル日

二 第八條第二項ノ時間内ニ失業證印ヲ受ケサル日

三 失業共濟票ヲ亡失シ其ノ再交付ヲ受ケタル日ノ前日

第十條 會員第五條ノ規程ニ依リ共濟金ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ第六條ノ會員タルヲ證スルニ必要ナ月ノ失業共濟票ヲ發行シタル本會出張所ニ提出シ之ヲ請求スルコトヲ要ス其ノ失業共濟票ヲ提出セス又ハ共濟金ノ給付ヲ受クヘキ日ヲ經過シタル請求ニ對シテハ之ヲ給セス

第十一條 歴月中ニ二十三日以上從事シ其ノ掛金ヲ完納セル者其ノ月内ニ共濟金ノ給付ヲ受ケサルトキハ掛金ノ五月分ニ相當スル額ノ拂戻ヲ爲ス

前條ノ規定ハ前項拂戻金ノ請求ニ付之ヲ準用ス但シ其ノ請求日ハ翌月十日迄トス

第十二條 掛金ノ收受、拂戻又ハ共濟金ノ給付ニ付テハ別ニ領收證ヲ交付シ又ハ之ヲ徴セス其ノ交付セル失業共濟票ノ從業又ハ拂戻若ハ給付ノ證印ヲ以テ之ニ代フ

第十三條 本會ハ失業共濟資金ヲ設ク失業共濟資金ハ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ但シ時宜ニ依リ寄附金以外ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコトアルヘシ

第十四條 失業共濟資金ハ共濟金ノ給付ニ付會員ノ掛金ヲ以テ支辨スルニ足ラサルトキ之ニ充當ス

附 則

本規程ハ大正十四年九月二十一日ヨリ之ヲ施行ス  
本規程ハ經濟事情ノ變動、資金ノ缺乏其ノ他ニ依リ之ヲ改廢スルコトアルヘシ



前項ノ規定ニ依リ本規程廢止ノ場合ニ於テ掛金殘餘アルトキハ之ヲ他ノ事業費ニ充ツ

『六大都市日傭勞働者失業救濟事業實施』——前述の東京大阪地方職業紹介委員會の答申を參考として、八月二十日に開催されたる六大都市關係者打合會は日傭勞働者の失業救濟として都市公共事業の實施を決定した。今、該事業の計畫内容を摘記すれば左の如くである。

公共團體名 (登録開始日)	事業種類	豫算額 (勞力費總額)	勞働者延人員 (一日平均 使用人員)
東京市 (十二月二十八日)	道路修築、溝渠浚渫、護岸工事、下水道工事、軌道修理、盛土工事	二、一〇三、〇九六 (八七五、〇六〇)	五、九、六五五 (五、二九六)
大阪府	堤防改築、埋立工事、道路改修	四〇五、九六八 (三三、七三二)	一七三、四八三 (九八)
大阪府	道路修築、橋梁架設及修築、水路浚渫及修築	三、〇九六、四三八 (七四八、九四二)	四三六、八六一 (三、四〇〇)
横濱市	水路浚渫、路面下水掃除、道路工事、埋立工事	五九四、九九五 (三三、二五三)	一九四、四一 (一、六五三)
名古屋市 (十二月二十二日)	下水工事、溝渠浚渫	二九四、〇〇〇 (一〇三、六九〇)	七、八六六 (五、〇〇〇)
京都市 (十二月十二日)	河川、溝渠浚渫	五三、〇〇〇 (二七、三五)	二〇、七〇〇 (二〇〇)
神戸市 (十二月十二日)	下水路工事、道路改修	二九〇、五〇〇 (一五、〇〇八)	七、五〇〇 (五五)

### 第三節 對勞働災害及勞働衛生施設

改正工場法が施行せられない今日に於ては工場勞働者中百

五十六萬餘の職工が從來の工場監督を受けつゝあるのみで、殘餘の四十五萬人の職工は全然工場法の適用外にある状態である。實に工場監督が其質に於けると同時に、其量に於ても亦、改善されなければならぬのである。大正十四年度の工場監督に對する豫算は四十九萬三千餘圓の計上を見、監督職員は中央十四人、地方二百二十二人計二百三十六人である。

#### 第一 政 府

『工場監督課の諸調査』——社會局工場監督課に於ては、染織工場寄宿舎の狀況、夜業の身體に及ぼす影響、鉛中毒、水銀中毒等に關する調査を行ひ、引續き災害豫防及衛生に關する調査を行ひ、工場監督の根本方策に資せんとしてゐる。

『産業福利協會の設置』——又夫等改善の促進を目的として十一月には從來各府縣に存したる工場懇談會工業衛生會の聯合機關たる同協會を社會局内に設置した。(前編第一章第三節參照)

『船舶無線電信施設法公布』——三月二十七日法律第十一號を以て、總噸數二千噸以上の船舶及び五十人以上の人員を搭載する船舶に無線電信の施設をなさしむることとなつた。(施行期日は勅令にて定む)

#### 第二 府 縣

改正工場法施行令制定を目前に控へて、各府縣の工場取締規則の改正をなしたものに島根縣(三月)、三重縣(十月)等が



ある。又「工場安全週間」、「安全デー」等を開催する外に更らに一步を進めて「労資相談所」、「工場懇談會」等を設けて工場法の自發的施行を促す様になつて來た。

#### 第四節 生活費低減施設

物價調節に對しては第五十議會に於ても問題となり、濱口藏相も適當の處置に出づると言明せるところあつたが、その結果は更らに表はれなかつた。只不景氣のみは彌が上にも深化しつゝある。

本年度に於て特に目に著いた事柄は、共同宿泊所及公設質屋の多數設立されたことである。要するに夫等が多くは所謂職工を目標とせずして、日傭労働者の爲めの施設であつたことも亦、本年度の特色であつた。

其の詳略は、之を日本「社會事業年鑑」の記述に譲つて、茲には住宅、市場、簡易食堂、共同浴場等の最近の概數を掲ぐることにする。

住宅組合——大正十四年末に於て組合數千五十五、組合員數一万四千四百三十人、その建設豫定額三千三百六十三万三千五百七十七圓である。

共同宿泊所——大正十三年末現在二十九、下半年の宿泊延人員九十七万四千六百四十五人である。

公設市場——大正十三年下半年成績は市場數四百八、賣上高三

### 第三部第二編 勞働施設

千七百九十二万五千二百七圓である。

公設質屋——大正十三年下半年四十一ヶ所、その融通額百十四万四千四百六十七圓、又私營質屋に於ける十三年中の状態を見るに質屋數一万七千八百五十二ヶ所、入質口數二千四百五十三万三千七百五十七件、その額一億五千五百八十九万九千九百圓であつて、受出高一億一千二百二十四萬八千八百八十二圓、流質高千四百五十四万六千五百五十八圓である。

簡易食堂——大正十三年下半年に於て七十二ヶ所、入場人員九百二十二万九千九百六十九人、賣上高四十五万七千八百十五人である。

共同浴場——大正十三年下半年に於て二百六十六ヶ所、その入浴延人員千八百二十万二千五百五十八人である。

#### 第五節 共濟的施設

##### 第一 政 府

本年中に於て共濟組合の施行され又は其規定の改正されたものは左記の如くである。

臺灣總督府專賣局共濟組合——五月三十日勅令第二一四號七月一日施行

臺灣總督府鐵道職員共濟組合規則中改正——六月三十日

朝鮮總督府鐵道現業員共濟組合——六月

樺太廳鐵道事務所及郵便局現業員共濟組合規則施行規程中改正——

八月



逓信部内職員共済組合規則中改正一八月

## 第二 公共團體

大正十三年に神戸市及大阪市によつて日傭労働者の共済組合を設立され(本年鑑十四年版四六一—三頁参照)、本年に於ては更らに之が組織を改善しその福利範圍を擴張した事は前述したのであるが(本編第一章第二節第三參照)、此種の共済組合を計畫するものが漸く多くなつた。即ち三重縣四日市市に於ける三泗労働共済組合をはじめ、廣島、鹿兒島、横濱等に於ても夫々計畫するところがあつた。

## 第六節 社會保險施設

### 第一 政 府

健康保險に就いてはその施行準備として大正十四年度豫算が僅か二萬五千餘圓計上されたに過ぎず、日傭労働者に對する特別の保險制度施行の意嚮が一時新聞紙上に喧傳せられたに止まつた。

#### 1 簡易保險

簡易保險成績 當局の宣傳と被保險人の自覺と相俟つて本年の簡易保險の成績は大發展をなした、新契約件数は二百四十五萬五千八百六十二件で前年よりも六十三萬四千三百五件を増し、年末現在に於ては件數七百九十三萬五千八百七十九件、その契約高十億六百八十六萬九千三百五十七圓に達し、

契約高に於ては前年末に比し二億四千二百七十七萬二千二百八十二圓の増加となつてゐる。死亡率、解約率に於ても大正十年に比し低下してゐる。これらの累年表、本年の成績及被保險者の職業別件數表は丙統計表第六表として収録してある。簡易保險の諸施設 大正十一年に東京に健康相談所を開設して以來その成績の良好なる故漸次その數を増し本年に於ては長崎、福井、金澤、大阪、静岡、富山、福岡、新潟、函館の九市に新設し全國に二十二ヶ所の設置を見るに至り、本年の取扱件數は五萬七千七百六十六件に及んでゐる。簡易保險の積立金の運用に就ては丙統計表第六表(其六)を参照されたい。

#### 2 健康保險

大正十一年公布せられたる健康保險法は財政上施行せられず荏苒今日に至つて居たのであるが、愈々大正十五年七月一日より施行せらるゝ事となつた。

#### 第二 公共團體

大阪市が労働共済會組織の擴張をなし、日傭労働者失業保險を九月二十一日より施行したことは前述せるが如くである(本編第一章第二節第三參照)

『神戸労働保險組合の設立』——神戸市が大正十三年に設立した神戸信愛共済會(前年度本年鑑四六一—三頁参照)の組織を擴張して時勢に添はしめんとその目的を以て兵庫縣神戸市及



神戸職業補導會當事者協議の上「神戸労働保険組合」なるものを十二月に設立し、失業疾病災害の三保険の經營を大正十五年一月四日より開始することと成つた。今組合規約要旨を摘記すれば左の如くである。

### 一 組合員の種類

イ 組合員 神戸市又はその接續地に於て労働に従事する者但し當分神戸市立労働紹介所の紹介により日傭労働に従事する者に限定する(第二條、第五條)

ロ 特別組合員 市立労働紹介所の紹介により組合員を雇傭するものにして組合費を納むるもの(第十一條)

### 二 給付事故

本規約に於て給付する事故は死亡、疾病、負傷及失業の四種である(第三條)

### 三 保険給付

イ 死亡に關する給付 業務中の災害に因り死亡したるときは一百五十圓を給付し業務外の災害又は疾病により死亡したるときは金一百圓を給付する保険金は本人の指定したる受取人に支給する(第二十三條、第二十九條)

ロ 疾病又は災害に關する給付(第廿三條以下)

1 診療 組合指定醫師の診療を受けしめ其診療を爲さしむる時間は業務中の災害によるものなるときは七十日、業務外の傷病なるときは四十日を限度とする。

2 日給手當金 疾病又は負傷により労働に従事すること能

はざる者には右の外生活費として之を給付する。この手當金は傷病が業務上なるときは労働不能となりたる翌日より一日金七十錢、業務外のものなるときは(曾て十五回以上の掛金をなしたる者に限り)醫師の診斷を受けたる後、第六日より一日金六十錢を、業務上の災害に付ては七十日限、其他の傷病に付ては三十五日を限度として給付する。

3 不具廢疾給付 災害又は疾病により不具又は廢疾となりたる時は最低拾圓より最高貳百圓を給付する(第二十三條)

ハ 失業に關する給付(第三十一條以下)  
曾て五回以上の掛金をなしたる組合員にして規定の條件を具備したる時に限り一日金六十錢の保険金を給付し十日間に四日を以て限度とする。

### 四 組合經費

組合經費として特別組合員及組合員より組合費を徴收する。本規約に於ては特別組合員(雇主)は一人一日雇傭毎に金參錢、組合員(労働者)は就職一日毎に金五錢を納付する、この外本組合員は補助金並に寄附金を受け組合經費に充つることが出来る。(第十三條以下)

### 五 既納組合費の割戻

組合員にして其月内に十一回以上の掛金をなしたるもの、又は三ヶ月間に六十回以上の掛金をなして一回も保険給付を受けざるものに對し既納組合費の割戻をする。(第十六條以下)

## 第七節 労働者教育施設

此處に労働者教育として述べんとする範圍は、一般無産者を對象として行はるゝものゝみに限つて居る。而して所謂労働學校なるものは漸次公共團體によつて經營さるゝ傾向に赴きつゝあるけれども、現在に於ては尙ほ労働者自身の教育運動が其の主なるものと成つてゐると考へらるゝが故に、今年も亦、之を一括して、労働運動編中に記述して置いた。

## 第一 政 府

文政審議會 昨十三年設立されたる同會は師範教育、軍事教育に關し答申するところがあつたが、本年は青少年軍事訓練及幼稚園等に關する諮問案に對して審議するところがあつた。

普通教育 第五十回議會には前年來の政府むしろ政黨の言質たる義務教育の國庫負擔に對しては憲政會、政友會、政友本黨の三派共同の國民教育根本的革新に關する建議案となつて上提可決された外、小額紙幣益金一億三千萬圓を基金とする教實改善及農村振興基本金特別會法計の公布（三月二十八日）を見た。

實業教育及補助教育 實業教育は大正十二年十月一日現在七百八校（農業三二二、工業九九、商業一九三、商船一二、水産九、職業七三）で、大正十一年度生徒數十六萬五千六百

七十三人である。又實業補習學校は大正十三年度一萬五千二百六十五校、生徒數約百三十萬人、教員數七萬一千五百十四人でその經費一千六十萬圓餘である。

その他文部省は「公民講座」を開設したる外、「實業學校卒業程度檢定規程」（五月二十八日文部省令第三十號）を設け、又十二月十二日勅令第三百二十四號を以て「地方社會教育職員制」を設けた。

## 第二 府縣及公共團體

近年著しく社會教育が各方面に行なはれる様になつた。これには種々の原因があるであらうが、學校教育が上級學校への入學手段化した事も、その一因であらう。

一方に於ては軍事教育が旺んに唱えらるゝと同時に、他方にあつては從來労働組合運動の一部として若くは社會事業の一つとして行はれて來た労働者教育が漸く公共團體の手によつて行はれやうとする傾向を示して來たことは最も注目すべき事實である。今、大正十四年中に行はれた斯種の教育施設の中主なるものを數ふれば、左の如くである。

東京市の巡回労働講習會—二月より開始

東京市の労働學院—労働學校参照

吳市公民講座—三月

和歌山縣社會政策短期講習會—三月

岡山縣公民大學講座—四月



和歌山縣第二回勞務者講習會—六月

舞鶴海軍工作所に於ける勞務者講習會—八月

京都府工業聯合會の勞務者講習會—九月

吳海軍工廠に於ける勞務者講習會—十月

住友電線製造所に於ける勞務者講習會—十月

横須賀海軍工廠に於ける勞務者講習會—十月

(註—勞務者講習會は協調會との共同主催)

### 第八節 社會施設資金貸與

大正十四年に於て社會事業、社會教化事業の爲めに百十六萬八千四百圓の御下賜金があつた。

預金部の社會事業資金貸付 預金部運用委員會は本年度内に於て社會事業資金に一千萬圓、中央卸賣市場に七百二十五萬圓の貸付をなす事を決議した。

簡易保險積立金貸付 大正十三年度末積立金九千三百二十萬一千八百四十九圓餘に達して、大正十三年度迄の貸付額は六千一百四十二萬餘圓である。而して本年度の貸付豫定額は三千貳百萬圓であり、新規貸付事業は、一公立結核療養所(利率年四分八厘)、一下水道(利率年五分四厘)、三公立病院、四漁業組合事業資金(利率年六分五厘)である。貸付の累年狀況は丙統計表第六表(其六)として収録してある。又本年度の内で定せる貸付狀況は左の如くである。

事業名	件數	金額(圓)
共同宿泊所	二	五、四〇〇
簡易食堂	二	五三、〇〇〇
公益市場	一〇	七四七、〇〇〇
食糧及日用品	三	一八、〇〇〇
廉價供給事業	三	四七七、八〇〇
實費診療事業	三	二五七、三〇〇
公立結核療養所	五	九五、〇〇〇
公設職業紹介所	三	一〇五、〇〇〇
公設質屋	七	一七〇、〇〇〇
公設託兒所	四	三七、〇〇〇
公益浴場	三	五、一〇〇、三〇〇
自作農創設維持	一〇〇	二六九、〇〇〇
地方改善地區整理	一三	六三一、四〇〇
住宅	二〇	七三八、四〇〇
傳染病院	三三	六九六、九〇〇
農業倉庫	三	三、四一〇、一〇〇
下水	二〇	一一、二六五、一〇〇
小學	一九	七六、三〇〇
實業補習學校	八	三三三、九〇〇
公立病院	七	八、七九二、二〇〇
上水道	三	五五五、〇〇〇
漁業組合事業	二六	三四、四三二、七〇〇
計	五二	

## 第一章 農業勞働者に對する

### 施設

農村振興の施設、特に農業勞働者に對する重要施設として第一に推すべきものは自作農創設維持を擧ぐべきであらう。然るに本年第一回簡易保險積立金貸付運用委員會に於ては自作農創設維持資金として一千七百萬圓の申込額あつたに對し約その五分の一、三百五十萬圓を振當てた。最近自作農の數は毎年遞減の勢を示してゐる。而して此の大勢に抗して、自作農を維持し且つ創設せんとする企圖なるものが、果して如何の根據を有し、如何の効果を收め得べきかは、此處に暫く問題とせずとするも、尙ほ斯かる少額の貸付を以て、此の減少しゆく自作を維持することさへも果して可能なりや否や、然るを況んや農村に於て最も經濟的苦境にある小農を支持して、之を自作農たらしめんとするに於ておや、日暮れ途遠しの感なきを得ない。其他土地改良、農業倉庫、蠶業、副業の獎勵等々數え來れば頗る大掛りであるが、夫等は何れも例年の年中行事であつて、特に目新しき施設として企圖されたものは見當らないのである。以下施設主體の各々に就きて、其施設の概略を略述するであらう。

## 第一 政府

### 1 米價調節

政府の發表する處によれば、米價問題は姑く措くも、本年の如く米穀供給不足の場合には、外米を輸入せしめて之を補充するの義務があるとなし、外米の輸入を促進するため米穀法第二條の規定により、米及び粳の輸入税を十四年二月一日より同八月三十一日まで免除することに決定した。而して輸入免税に對し二つの理由を擧げてゐる。一は爲替安の爲めに原産地は豊作安價なるに拘はらず、輸入する際は例年より三割方高くなること、他は政府が昨年から引續き外米を賣放つてゐることが商人の不安を醸成したこと、にあると云はれてゐる。要するに本年度に於ける米價調節策として擧げ得るものは此の米穀輸入免税のみである。

### 2 自作農創設維持

自作農創設維持に關しては昨年既に小作制度調査會に附議し、同會に於ては答申案を政府に提出したのである。斯くて本年に至り、農林省にては大正十五年度豫算編成に當り、四十九年の繼續事業として總額七千萬圓の國庫補給金を支出すべく計畫されたのである。今、其内容の大體を示せば次の如くである。

一 大正十五年度より二十五箇年計畫を以て毎年約一千七百五十



町歩、總面積約四万三千七百町歩の自作農地を創設する

二 この目的のため左の施設を行ふ

(イ) 低利資金の融通 (ロ) 利子の補給 (ハ) 租税の免税

三 貸付資金はこれを簡易保険積立金より左の條件で融通を受くるものとす

(イ) 毎年總額七百万圓とす (ロ) 利子は年四分八厘とす (ハ) 償還方法は二十五年期限の年賦とす、但し借受人に於てこれを短縮するも妨げざるものとす

四 貸付利子中その年一分三厘は國家に於て補給するものとす、但し初年度補給金額は九万一千圓

五 土地購入によつて賦課せらるべき登録税及財産取得税(地方税)はこれを免除する

六 この資金の貸付を受けんとするものは現に小作人としてその小作しつゝある耕地の購入を目的とするに限る

七 一世帯に對する貸付金額は四千圓に限り、かつ一世帯に付きその所有一町歩を越ゆることを得ざるものとす

八 購入し得べき田畑平均地價は段當四百圓以内に限り

九 現に府縣町村に於て簡易保険の積立金の融通を受け、自作農創設の施設を行ひつつあるものの内、その條件に著しき相違なき限り、今後本事業にこれを繼承し得るものとす

十 本資金の貸付を受けて耕地を購入し、若くはその繼承をなしたるものは貸付の際、決定したる償還期限中は政府の許可を受くるにあらざればたとひその償還を完了すと雖も、その耕地を他人に譲渡しまたは自作を廢止することを得ず

### 3 農業倉庫

農業倉庫の普及發達に伴ひ現行法に幾多の不備を見出すに至つた。即ち現在に於ては、部落單位農業組合の經營による群小農業倉庫を適當に統轄し得ざるを以て、農産物共同販賣上の不便尠しとせずと云ふにある。之に由つて現行法の經營主體が市町村及び産業組合に限られざるものを、更に産業組合聯合會をして經營主體たらしむべしとの改正法律案を今議會に提出すべく準備會を開催するに至つた。而して農林省は農民生活の安定を圖るには農業倉庫の充實にありとなし前年迄の建設補助金三十三万圓を、本年度よりは九十六万圓餘に増額した。

大正十四年六月末現在に於ける農業倉庫の状況を見るに、經營主體總數一、八〇四中産業組合が大多數の一、六三三を占め、農會一〇九、公益法人四六、町村一六の順序である。而して棟數は三、七一〇にして前年同期に於ける三、三一五棟に比して三九五棟の増加である。總收容力は穀物一〇、五五八、九九三俵、繭六、二〇六、一四四貫にして、前年同期より穀物は一、二八七、四八一俵、繭は一四五、一八二貫の増加である。總建坪數は一三三、五三八坪であつて前年の一一六、九三八坪に比すれば一六、六〇〇坪の増加である。

### 4 副業獎勵

農林省は大正十四年に於て副業獎勵規則を制定しその普及



に努めてゐるが、本年度に於ける副業獎勵費は四十三万八千四百六十七圓を計上し、其具體案は大體左の如くである。

(單位圓)

一 副業品生産増殖獎勵

三五、〇〇〇

(講習會傳習會等への補助—技術員の養成—副業用種苗の購入

配布)

二 副業共同團體の助成

七五、〇〇〇

三 副業品販賣斡旋事業の助成

一六、〇〇〇

(各府縣農會聯合會販賣斡旋所に對する助成—各府縣水産會に對する助成—日本産業協會に對する助成)

四 副業參考品購入配布費

五、〇〇〇

五 副業展覽會の助成

五、〇〇〇

六 本省に於ける副業品委託調査並に調査試験費

二、〇〇〇

七 地方廳に副業の調査獎勵の任に當るべき職員の設置費補助

一〇〇、〇〇〇

八 本省に於ける經費

一〇〇、〇〇〇

右の外各府縣に於て副業獎勵施設を爲しつゝあるものに對し、補助申請のありたる場合、その實績を實地調査したる上必要なりと認めたる時の補助金として八万一千四百六十七圓を計上してある。

5 農村教育

從來國定教科書は全國一率の一種類に限られてゐたが、近年の農村疲弊と之に對する振興策の一として、農村特有の情

況に鑑み、農村振興に有効なる教育方法を講ぜざるべからずとの主張が盛んになつたので、岡田文相は國定教科書の改造を企圖し、次の如き方法を以て之に當ることとなつた。

一 現在國定教科書中國語讀本は既に普通選舉、陪審法の施行せらるる時期に於ては時勢に伴はざるもの多々あるが故に尋常科第一學年より高等科二學年に至るまで全般的に改造すること、而して之を一般用の教科書とすること

二 右一般用教科書の外、農村用教科書を尋常科第一學年より高等科二學年まで編纂し、之を土地の情況に依り強制せず任意用ひしむること

次に五月二十二日東京に於て開催されたる全國農業學校長會議に於ける各種諮問事項及答申は次の如くである。

文部省諮問事項

一 農業教育ノ改善ニ關シ社會ノ要求ト認ムベキ事項並ニ之ニ對スル方策

農會提出問題

一 我國現状ニ鑑ミ農村女子教育ハ如何ナル方針ニヨルベキカ  
一 農業教育ノ普及徹底ヲ圖ルノ方策

答 申

一 優良教員ヲ充實シ設備ノ完全ヲ期スルコト  
一 補習教育ヲ義務制ニシ各學校ニ優良ナル農業科專任教員ヲ置キ一層農民トシテノ教養ヲ全カラシムルコト  
一 實業視學ヲ各府縣ニ設置スルコト



一 各種農業機關トノ連絡ヲ一層緊密ナラシメ農業技術員ノ優遇

ヲ計ルコト

一 農村ニ適切ナル女子教育機關ヲ設置スルコト

6 農業經營上の各種獎勵金

大正十四年度に於て旱害救済資金、荒廢地復舊補助、優良農具普及獎勵、穀物乾燥助成、蠶業獎勵、副業獎勵、農業倉庫獎勵、肥料改良獎勵、耕地整理及土地改良獎勵金の名目で諸府縣に國庫の補助金が交付された。

## 第二 府 縣

各府縣に於ても、農村振興策としては特に嶄新なる計畫もなく、中央政府の施設以外には出でないのである。唯昨年無比し共同經營及び農村電化の事業が稍々盛んに赴くかの觀を呈してゐる丈けが少しく注目に値する位である。併し之は小農經營法より共同的大農經營法への一步を語るものが、農業保險法設置の如き、積極的施設に至りては漸く議論が起らんとしてゐるといふ位の程度に過ぎない。以下各府縣の主要なる施設及び成績等に就いて略述するであらう。

1 自作農創設維持

各府縣に於ては、或は逕信省簡易保險局より、或は各府縣積立金中より、或は産業組合を通して低利資金の借入れをなし、之を特別會計とし、資金貸付規程を制定して貸付要件と

貸付方法とを定め、その事業に着手してゐるのである。その貸付要件は各府縣とも殆んど大同小異であつて、特に出色なるもの又は徹底味を見せたものは見出し得ない状態にある。尙ほ既に貸付を開始せる府縣に於ける成績報告が本年中には餘り多く發表されなかつたことは遺憾とする處であるが、以下一二府縣に就て該貸付方法及び其成績を擧げようと思ふ。

廣島縣自作農創設維持成績

一 町村を區域とする團體の施設

町村事業一、産業組合事業三にして施設年度は大正十一年度一、十三年度一、十四年度二なり、設定成績は

設定人員 五十七人

貸付金額 三萬八千四百圓

設定面積 田十一町七反一畝二十二步、畑一町五反一畝十五步、雜地一反六畝四步、計十三町三反九畝十一步

又目下計畫中に屬する物は町村事業三、産業組合事業一である

二 農工銀行の個人貸付

大正十一年一月以來本縣農工銀行に於て取扱ひたる個人貸付は農村に於て歡迎を受けたり同行の資金融通方法等は左の如し

一 條件 (イ) 農業者が自ら耕作し又は耕作せんとする土地を買入るる場合に限る (ロ) 借入申込人の現所有地と新たに買入るべき土地とを合はせて一町步(田畑を通して)を越えざるものに限る (ハ) 買入るべき土地を抵當に差入るる場合に限る

- 二 利率 年八分五厘
- 三 年限 二十ヶ年以内の年賦貸付又は三ヶ年以内の定期貸付
- 四 貸付金額 農工銀行に於て鑑定したる抵當價格の三分ノ二以下

而して大正十一年一月以降十四年五月末日の貸付成績は次の通りである

- 設定人員 五百四十七人
- 貸付金額 三十三万六千九百三十圓
- 土地購入價格 五十八万六千六百三十三圓
- 設定面積 田八十二町七反一畝十七歩、畑七町六反九畝三歩
- 山林三十七町一段一畝十九歩、宅地三千二百六十二坪二合三勺

### 三 財團法人義倉耕地分譲

在福山市財團法人義倉に於ては大正十一年以來『耕地分譲規程』を設け小作者をして自作農たらしむるの目的で買受人の希望に依り其價格の十分の七以内限り其土地を擔保とし一ヶ年七分以内の利率にて十五年以内の年賦償還の方法に依り資金を貸與して居る大正十一年より十三年に至る分譲狀況を示せば次の通りである

郡名	人員	耕地面積
深安郡	四	六町一反八畝十八歩
沼隈郡	三	一町二反六畝十七歩
蘆品郡	六	一町八反五畝十七歩
合計	十三	九町三反二十二歩

### 岡山縣自作農創成資金貸付規程

- 第一條 自作農ノ創設維持ヲ圖ル爲メ簡易生命保險積立金ヲ借入レ市町村ニ對シ本規程ニ依リ資金ヲ貸付ス
- 第二條 本資金ハ市町村ニ於テハ左ノ各號ニ該當スルモノニ貸付スル外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス
  - 一、本縣内ニ居住シ同一市町村ニ於テ滿五箇年以上引續キ農業ニ從事シ勤勉ニシテ信用アルモノ
  - 二、自作ノ目的ヲ以テ耕地ヲ購入セントスルモノ又ハ本資金ノ貸付ヲ受クルニアラサレハ自作セル耕地ヲ維持スルコト能ハサルモノ
  - 三、本資金ノ貸付ヲ受ケ購入セントスル耕地ト自己及家族ノ所有スル耕地トヲ併セ一町歩以内ノモノ又ハ自己及家族ノ所有スル耕地一町歩以内ノ場合之ヲ維持セントスルモノ
- 第三條 本資金ノ償還ハ据置期間ヲ除キ二十箇年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ル
- 前項ノ据置期間ハ一箇年以内トス
- 市町村ガ轉貸ノ場合ニ於ケル償還方法亦以前各項ニ同シ
- 第四條 本資金ノ貸付利率ハ年三分五厘トス但シ据置期間ノ利息ハ元金百圓ニ付日歩九厘六毛トス市町村カ轉貸ノ場合ニ於ケル利率ハ前項ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第五條 市町村カ本資金ノ償還ヲ怠リタルトキハ償還元金百圓ニ付一日金二錢五厘ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徴收ス
- 第六條 本資金ノ貸付ヲ受ケントスル市町村ハ第一號様式ニ依ル借入申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ知事ニ差出スヘシ仍起債許可稟請



書ヲ同時ニ差出スコトヲ要ス

一、資本貸付調書

二、貸付規程ヲ設ケタルトキハ其寫

第七條 市町村ハ本資金貸付ノ割當ヲ受ケタルトキハ二十日以内

ニ貸付先ヲ定メ其ノ貸付カ土地購入ニ係ルモノハ土地所有者ノ

土地讓渡豫約書ヲ添ヘ第二號様式ニ依リ資金交付ノ請求ヲ爲ス

ヘシ

第八條 市町村ハ貸付許可及資金交付ノ通知ヲ受ケタルトキハ第

三號様式ニ依リ借入契約書ヲ知事ニ差出スヘシ

第九條 市町村ハ第二條ニ依リ本資金ヲ貸付セントスルトキハ左

ノ各號ニ據ルヘシ

一、貸付金額ハ購入又ハ維持セントスル土地價額ノ十分ノ八以

内トシ一戸二千圓ヲ超エサルコト

二、自作地ヲ維持スル爲メノ貸付ハ其ノ土地購入ノ爲ニ生シタ

ル高利債ノ借替ニ限ルコト

三、購入スル土地ハ一町歩以内ヲ所有スル自作者ヨリノ購入ハ

之ヲ認メサルコト

四、購入又ハ維持セントスル土地ニ地上權、永小作權、質權

抵當權若クハ貸借、買戻等權利ノ設定アルトキハ其ノ抹消

登記ヲ了セシムルコト

五、購入又ハ維持セントスル土地ハ全部擔保トシテ提供セシム

ルコト

六、貸付ハ簡易生命保險加入者ヲ先ニスルコト

七、土地購入又ハ舊債借替ニ關シ虚偽ノ申立ニ依リ貸付ヲ爲シ

若クハ償還期限内ニ故ナク自作ヲ廢シ又ハ資本金ヲ貸付シタ

ル土地ヲ賣却シタルトキハ一時ニ元利金ヲ返還セシムルコ

ト

第十條 市町村ハ貸付ヲ了シタル毎ニ左ノ書類ヲ添ヘ其ノ旨知事

ニ届出ツヘシ

一、貸付契約書ノ寫

二、土地所有權移轉ニ關スル登記簿謄本又は舊債償還確認調書

第十一條 市町村ハ毎年四月末日マテニ第四號様式ニ依リ前年度

ニ於ケル資金貸付並ニ回收狀況ヲ知事ニ報告スヘシ

第十二條 市町村カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事貸付ノ許

可ヲ取消シ又ハ貸付期限内ト雖モ元利金ノ全部又ハ幾部ヲ一時

ニ償還セシメ若クハ償還方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

一、貸付契約ノ日ヨリ一箇月以内ニ貸付ヲ了セサルトキ

二、第二條第四條第二項、第五條、第八條及第九條ニ違背シタ

ルトキ

三、償還不確實ナリト認メタルトキ

四、其他本規程ニ背反スル事實アリト認メタルトキ

第十三條 本規程ニ依リ差出スヘキ書類ハ總テ郡市役所ヲ經由ス

ヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 2 農家副業獎勵

各府縣に於ける副業獎勵施設は、大體に於て副業獎勵專任

員の設置若くは増員、實地指導講習會、生産品の紹介斡旋、副業品展覽會、器具機械の改良、副業調査會設置、共同作業等であつて、特に新しい企に接し得なかつた。

其中、副業調査會の如き、其規定各府縣に於て殆んど共通の觀がある。今、本年設置された該調査會の規定及其の獎勵方法の一二例を示せば次の如くである。

秋田縣副業調査會規定

第一條 副業ニ關スル獎勵ノ方法ヲ研究シコレカ普及及發達ヲ計ル目的ヲ以テ副業調査會ヲ置ク

第二條 副業調査會ハ左ノ各號ニ就キ調査研究シ獎勵法ノ具體案ヲ作ルヘシ

- (一) 從來縣内ニ行ハレタル副業ニ就キ其沿革現況振否ノ原因
- (二) 從來縣、郡、市町村等カ特ニ獎勵上ノ施設ヲ爲シタル副業ニ就キ其現況、振否ノ原因
- (三) 新ニ縣内ニ獎勵スルヲ適當ト認ムル副業ニ就キ其種類、現ニ行ハレツツアル地方ニ於ケル沿革現況振否ノ原因獎勵ノ方法及將來縣内ニ獎勵スルヲ適當トスル事由、獎勵方法
- (四) 其他副業調査會ハ左ノ諸員ヲ以テ組織ス

第三條 會長ハ内務部長之ニ當リ會務ヲ統理ス 調査員ハ知事之ヲ命シ各調査ヲ分擔ス

第四條 調査研究ノ結果ハ終了ノ都度之ヲ知事ニ具申スルモノトス

第五條 調査研究ノ方法ハ會長之ヲ定ム

鳥根縣副業獎勵方法

一、副業ノ普及並ニ生産ノ増殖品質改良ニ關スル施設

- (イ) 副業經營ニ關スル參考資料ヲ調査シ一般ニ周知セシムルコト
- (ロ) 講習、講話、活動寫眞、印刷物配布ニヨル宣傳
- (ハ) 傳習所、實演會、競技會ノ開催及實地指導
- (ニ) 展覽會、共進會、品評會ノ開催
- (ホ) 原料ノ増殖
- (ヘ) 製品ノ改良統一

二、生産及販賣組織ノ改良ニ關スル施設

- (イ) 副業組合ハ出荷組合ノ團體普及發達ヲ圖ルコト
- (ロ) 原料ノ供給及加工設備ノ利用ニ關スル共同施設
- (ハ) 副業組合、出荷組合、産業組合、農會等ニテ生産品ノ共同販賣
- (ヘ) 副業品販賣市場ノ設置

三、生産物ノ販路開拓及販賣斡旋ニ關スル施設

- (イ) 需要地ノ商況及取引先ノ信用狀況
- (ロ) 視察員ヲ派遣シ販路開拓ニ關スル調査ヲ行フ
- (ハ) 博覽會等ニ於ケル即賣店、試賣會ノ開設
- (ニ) 販路擴張トシテ宣傳ビラ作製

四、副業經營ニ關スル金融ノ利便ヲ圖ル施設

- (イ) 原料ノ購入、生産及加工ノ設備ニ對スル資金及販賣代金等ニ就イテハ信用組合ニ於テ之カ供給ヲ圖ラシムルコト
- (ロ) 副業ノ共同經營及獎勵團體等ノ設備ニ付イテハ縣勸業資金融通ノ利便ヲ圖ル

3 農家經營の改善

各府縣は農家經濟助長のため農業經營の改善を企圖し、諸種の施設を試みつゝあるのであるが、その主なるものを數ふ



れば、次の三種である。

### 共同耕作の奨励

### 農村電化事業の奨励

### 農事組合の組織奨励

尙ほこの外に、宮城縣(桃生郡)に於て穀納制度を改めて金納制となさしめしこと、山形縣(南村山郡)に於て農家より耕地までの遠近により便宜交換に對し補助を爲しゐるが如きことも、此處に附言し得られやう。

**共同耕作** これに就きては昨年度本年鑑に比較的詳細なる記述を行つたのであつて、本年度に於ても別段に大差を認むることが出来ない。故に左に最も主な事例一二を掲げることとした。(本年鑑十四年度版四八五—九頁参照)

### 宮城縣廣淵共同耕作——七月二十二日廣淵、須江、北村、前谷

地方の各村に於ける干拓水田小作人組合を設け、組合員は既墾地耕作地一反歩に付一口(十圓)を加せしめてゐる。而して初年度の成績は耕地三三四町歩、加入小作人一二三戸、出資金三三、四〇〇圓であるが十年後においては耕地五六八町歩、組合戸數三四六戸、出資額五六、六〇〇圓に達する豫定である。尙ほ同組合の事業として(イ)米穀の保管 (ロ)農業倉庫證券の發行 (ハ)米穀の調製俵及精白 (ニ)入庫米の共同販賣 (ホ)共同販賣米に對する金融 (ヘ)貯金奨励等を列擧されており、保管高は月二、五〇〇石、調製俵は八〇俵、精白三石が豫想されており金融期間は三ヶ

月とし第一年度一万圓に過ぎないが十年後十萬圓に達せしめ、加ふるに貯金は一石二圓宛爲さしめて第一年度の六千圓が一二二、八〇〇圓に上り融通可能額三十萬圓に達するといふ成績を示してゐる。

**廣島縣共同作業計劃**——縣農會幹事會は十一月十二日に開催され共同作業組合の實體に鑑み改善の具體方法を公表した。

(一)共同作業奨励實施に對する要望 (イ)奨励金を増額し共同作業を徹底的に普及助長すること (ロ)奨励規程に於て作物の範圍を擴張すること (ハ)戸數及反別の制限は各郡市の事情に鑑み參酌すること

(二)共同作業組合の經營改善事項 (イ)耕地を成るべく一ヶ所に集團し作業能率の増進を図ること (ロ)餘剩勞力を最も有益に利用すること (ハ)能率の増進を図る爲め共同作業場を設置すること (ニ)組合若くは組合役員の奨励方法を設くること

(ホ)各地方に共同作業經營指導者の研究會を開くこと (ヘ)共同の浴場炊事をも實施すること (ト)共同作業は漸次共同經營に移すこと

**農村電化事業** 近時農業者が水力を利用し得る地方にあつては、自家用の水力發電設備を爲すもの増加せる状態である。即ち農業に於ける勞力を電化せんとする傾向が顯著に成つて來た。大正十四年三月現在に於ける産業組合調査に係る自家用電氣事業概況は次の如くである。

地方	組合數	キロワット	發電	受電
靜岡	六	二・八八	五	一
山梨	二	三・三	二	一
愛知	五	三・〇	五	一
岐阜	四	二・八	三	一
福井	二	二・〇以上	二	一
富山	三	二・〇以上	一	一
長野	二	二・〇以上	二	一
東京	二	二・〇以上	二	一
奈良	二	二・〇以上	一	一
徳島	二	二・〇	一	一
兵庫	一	二・〇	一	一
廣島	一	二・〇	一	一
岡山	一	三・〇	一	一
福岡	二〇	七・五	九	一
佐賀	二	六・〇	二	一
長崎	三	一・八〇	三	一
熊本	二	一・三〇	二	一
鹿兒	二	一・四〇	二	一
宮崎	一	四・〇	一	一
宮城	一	五・〇	一	一
新潟	一	三・〇	一	一
秋田	一	五・〇	一	一
北海道	二	四〇・〇	一	二

農事組合 これに就いては前年度及び前々年度の本年鑑に比較的詳しく記す所があつた（本年鑑十三年版四八〇―八二頁、同十四年版四八九頁参照）。仍て此處には福岡縣に於ける農事小組合の狀況の概要を紹介するに止めよう。

福岡縣農事組合狀況——組合數大正九年四月六二九であつたが同十四年三月には四、二九六に増加し、總組合員數は現在七六、〇六二人を占めてゐる。今同組合の事業を示せば、

- 一、生産方面——採種園設置、共同鹽水選、共同苗代、産米検査勵行、勞力農具の使用、副業増進、共同耕作、試作田設置等
- 二、經濟方面——各戸收支豫定樹立、組合基本調査、共同購入販賣基本金積立、家計及勤勞簿記帳等
- 三、社會方面——社會改善、風紀改善、衛生設備、文化施設、教育獎勵、警急設備等
- 四、精神的方面——婦人農會活動、社會奉仕、研究、信教等である

### 第三 農 會

#### 1 帝國農會（附帝國農政協會）

帝國農會及帝國農政協會に於ける主要なる會合の經過及結果を下に述べよう。

『全國農政協會大會』——一月十九日東京鐵道協會樓上に開催、出席者約百五名、次の事項を決議した。  
 宣言——農村振興の聲大なりと雖もその實これに伴はず田園の荒廢は目を追うて益々甚しからんとす今にして農家の多年唱道せる重



要なる農家政策の斷行を見ずんば國家の前途亦危し茲に全國農政大會を開催し健全なる國論を喚起し第五十議會に於てこれが實現を期せんとす

決議—義務教育費國庫負擔の増額、米穀法の改正、米及小麥に關する關稅定率法の改正、自作農維持及創定

『道府縣農會協議會』——四月十六—廿日帝國農會事務所で開催出席者六十餘名

協議事項—郡役所廢止に伴ふ郡農會の善後策に關する件、道府縣農會より帝國農會に對し報告すべき事項に關する件、道府縣農會事業に關する件、町村農會發展に關する件、産業組合と農會との聯絡に關する件、農會販賣斡旋に關する件、重要農產物實收調査に關する件、農村教育に關する件

『全國農會大會』——六月六、七日東京上野精養軒及帝國農會事務所に於て開會、出席者二百餘名、大木會長議長席につき次の宣言決議を可決した。

宣言—今や朝野を擧げて農村振興の論議極めて熾なり、然も農業政策の解決せられざるもの頗る多く農村の前途依然として不安の情態にあり、惟ふに農林省の新設せられたる所以實に茲に存し、今後農業政策の遂行上面目を一新するものあるべしと雖も、此機會に於て全國農會の意志を表明し、刻下の急務とする農村振興の重要政策を掲げ、大に輿論を喚起し、誓つて之が實現を期せんとす敢て宣す。

#### 決議事項及説明

一 農產物關稅定率の改正—米及穀の輸入税を每百斤二圓とする

こと(現在は一圓)小麥の輸入税を每百斤一圓五十錢とすること(現在は七十錢)生産高の低き外國の農產物の輸入に對して米及小麥の生産を保護するの必要あるが爲めなり

二 農家負擔の輕減—農家の租稅負擔は商工業者の夫れに比して著く重く且は朝鮮臺灣の農家の負擔に比すれば更に過重にして内地の農家は殆どその負擔に堪へざるの狀況にあるを以て國家は速に租稅制度を改革し農家の負擔を輕減し國民の間に租稅負擔の均衡を計らんことを要望す(國稅地租の廢止、教育費國庫負擔増額其他適當の方法)

三 農村金融の充實—勸業銀行農工銀行北海道拓殖銀行産業組合中央金庫産業組合等農業に對する機關は其形式は整備したと雖も機關相互間及び此等の信用機關と預金部簡易保險局及中央金融市場との連絡不十分なるを以て其内容充實せず多數の農民は今尙依然として個人貸借に依頼し固有の信用機關に付きて合理的なる信用取引をなし得るもの少し政府は速に農村金融に關する政策を刷新し農業資金の供給を潤澤ならしめて農業生産の増進と農家生活の安定に資せられんことを望む

四 耕地政策改善—人口の増殖及生活の向上に伴ひ逐年増加する農產物の需要増加に對して其供給を増加し糧食の充實を計らんと欲せば施肥の増加品種の改良耕作の技術の改良に依りて反當收穫の増加を計るのみを以て其目的を達することを得ず同時に土地改良及開墾事業を行ひて耕地面積の擴張及耕地の改良を行はざるべからず政府は内地に於ては耕地整理法開墾助成法を設け北海道朝鮮に於ても夫れ々々耕地の擴張及改良に關する施設



をなしたりと雖も國家をしてこれに關する政策の統一連絡なきのみならず其施設計畫は多くは歐洲大戰以前の制定に係り大に經濟上の狀況を異にする現時の情勢に適せず制定當時の目的に適はざるもの少からずこれを以て政府は速に耕地政策の根本的革新をなし糧食の充實を計られんことを望む

五 自作農維持創設—農民の離村無産者階級の都市集中に依りて生ずる都市の失業問題を緩和するに必要なるのみならず小作調停法の施行小作法の制定と相俟つて農村の社會問題を解決し農村生活の安定を圖りて國家の基礎を鞏固ならしめ農業生産の増加を計るがため極めて重要な國家政策なるを以て道府縣町村又は一個人の施設に放任せず國家自ら一定の計畫を定め有力なる機關を設け大規模に實施せられんことを望む

六 小作法の制定—速に現代の時代に適したる小作法を制定し裁判所の組織を改善して地主と小作人に生活の安定を與へられんことを望む

七 農村教育改善—劃一主義の教育より生ずる弊風を除き農民に對し堅實なる人生觀を與ふると共に總ての農民に必要な職業知識と訓練を経るやう農村教育を改善せられんことを望む  
 『第十六回帝國農會總會』—十月二十七日より四日間帝國農會事務所に於て開催、出席議員特別議員五十七名參加、可決せる答申は次の如くである。

諮問

農家ニ家畜家禽ヲ普及セシムベキ適切ナル方法如何

答申

一家畜ノ獎勵並ニ其ノ品種ノ選擇ハ一層農業經濟ニ留意シ農用本意ナラシムル様注意スルコト  
 一 適當ナル機關ヲ通シ畜産趣味ノ鼓吹ヲナシ畜産ノ知識普及ヲ計ルコト

一 農業ニ畜産ヲ加フル組織ノ研究ヲナスコト

一 畜産教育ニハ一層農業ノ概念ヲ得ルニ必要ナル課目ヲ加フルコト

一 速力ニ家畜保險制度ヲ樹立スルコト

一 家畜家禽輸送上ノ不備ヲ改善スルコト

一 ソノ他牧場ノ生産増加、維持施設、固有林野、御料林、公有林野ノ開放、輸入關稅ノ増加、衛生設備、販賣購買等ノ施設等尙ほ決議せる建議の中主なるものを抽出すれば、

一 自作農維持創設に關する建議

(イ)自作農維持案 (ロ)自作農地創設案 (ハ)産業組合中央金庫法改正案

一 家畜保險法制定に關する建議

一 農村に於る電力利用に關する建議

一 農業者の負擔軽減に關する建議案

一 農業低利資金に關する建議

一 小作法制定に關する建議

一 國立農具研究所設置に關する建議

一 農村教育改善に關する建議

一 農業倉庫業法改正に關する建議



『農村問題講習會』——帝國農會主催の講習會は一ヶ年三日乃至

五日の期間を以て、左記の各地で開催された。

島根縣(五月) 鹿兒島縣(五月) 岩手縣(七月) 北海道(七月)  
山梨縣(八月) 愛媛縣(八月) 大分縣(八月) 岐阜縣(八月)  
兵庫縣(八月) 群馬縣(十二月)

## 2 府縣農會聯合會

大正十四年中に於ける府縣聯合會の主なる會合は次の如くである。

『關西府縣聯合農政大會』——九月一日岐阜縣會議事堂に於て關西二府十七縣聯合農政大會を開き、出席約六百名、次の宣言決議を可決した。

宣言——農政振興の聲朝野に喧しと雖も之が政策にして實行の緒に就きたるもの甚だ少く前途尙不安の状態にあるは洵に深憂に堪へざる所なり今や世界の趨勢は國力充實と利俟つて食糧の自給を圖るの急務なる秋に際し吾人は協心戮力大に輿論を喚起し重要政策の遂行に努め以て農村振興の實を擧げ國家永遠の基礎を鞏固ならしめんことを期す

決議——(一)農家負擔の輕減 (二)義務教育費國庫負擔増額 (三)農村教育の改善 (四)自作農維持創定 (五)小作法の制定 (六)農村金融の充實 (七)耕地政策の改善 (八)農會國庫補助増額 (九)農會技術員設置に對する國庫補助

附帶決議——米價を維持し米作者に安定を與へ農産の増殖を圖るは我國食糧の實態に鑑み最緊要事なりと認む依つて吾人は左の事項

を實行せんとす

(イ)米價の暴騰暴落防止方法を講ずること (ロ)各府縣内郡一  
二ヶ所宛米生産費を調査し米價基準に資すること (ハ)各府縣  
に農稔組合を設置し米作競技大會を開催すること  
次に翌二日には郡役所廢止に伴ふ農會の對策を決議した。

## 3 府縣農會

府縣農會の活動方針及事業施設は帝國農會の決議及び府縣聯合會の決議に基くものであつて、既述の各決議事項と大同小異のものである。即ち自作農創設維持、農家負擔輕減、農業倉庫普及、義務教育國庫負擔増額等、殆どその軌を一にするの趣きがある。これらの決議事項中に於て特に地方的施設として見るべきに、共同經營の獎勵、青年團及婦人會の組織並にそれに對する講習會、農繁期に於ける社會事業施設、農村公民學校の設立及農業保險施設等がある。

農業保險に關しては未だ全國にその實施の實例を見ないのであるが、最近朽木縣に於て那須松波博士指導の下に實施準備が出来上つたといふことは注目すべきであらう。

尙ほ農民教育の方面に於て、宮崎縣の巡回農民學校設立、兵庫縣の農業大學、富山縣の農村家政學校、三重縣の農村公民學校等の如き、從來の講習會式の教育施設に比して組織的になり來れることも大いに注意すべきことであらう。今、其の一例を左に示さう。



『三重縣農會立農村公民學校』——其の實施要項を示せば左の如くである。

- 一、目的 農村に於ける青年の氣風を養ひ之を質實剛健に導き農村公民として須要なる知識と技術とを修めしめ農村の中堅として活動し得べき素養を作るを以て目的とす
- 二、修業期間 修業期間は一ケ年とし (イ)學科修業及 (ロ)家庭實習の二期に分つ、即ち(イ)一月—三月 (ロ)四月—十二月
- 三、授業科目及修養 科目—修身、國語、公民(法制經濟、地方自治、社會問題、農村計畫)、農用理科、農業經營、唱歌、體操實習。修養—全生徒を寄宿 に收容し自治的に規律ある共同生活を營ましむ等

四、生徒定員 五〇名

- 五、入學資格 次の六項を具備すべし (イ)品行方正身體強健 (ロ)滿十六歳以上の男子 (ハ)高等小學校卒業又は同等以上の學力あるもの (ニ)農業教育を受けたるもの (ホ)市長村農會長の推薦したるもの (ヘ)現に本縣内に於て農業に従事し又は従事せんとするもの

因に生徒自辨の經費は、食費三十五圓(内食料として糶持參者には時價にて精算)、雜費十五圓、計五拾圓内外。

#### 4 郡市町村農會

本年度に於ける郡市町村農會の事業施設は共に上述せる上位農會のそれと殆ど異なる處なく、單に規模の小なるに過ぎない。決議事項等も亦上位農會と同一歩調のもので、特に記述

すべきものを見ない。只、郡制廢止に關聯して郡農會の存廢問題が可なり論ぜられ、從て問題の中心をなす郡農會は所々に波紋を起したやうである。併し農業の如き實際の仕事を府縣農會の様な廣い範圍で指導獎勵に任ずることは事實上困難な場合が多いといふ意見の下に存置説が可なり有力であり、存置の決議等も多く表れた。

## 第三章 中間階級者に對する施設

産業界の不振は只に労働者のみならず中間階級者の生活に多大の影響を及ぼさずには措かなかつた。前年來の行政整理及軍縮に伴ふ失業は本年も亦繰り返された。斯くて十月に行はれた失業統計調査に於ても、労働者の失業率二・九三%なるに對し、俸給生活者に於ては三・一八%の高率を示したのである。

對労働者施設は多少なりとも兎に角行はれて、夫れ相應に効果を擧げてゐるが、中間階級者に對しては等閑に附せられ勝ちであつて、本年の如く社會の視聽を惹く際にあつても、行政調査會或は職業紹介所の協議等も中間階級者に對する施設としては何等具體的のものを齎らすには到らなかつたのである。



本年中の施設は概ね在來のもの、踏襲か、然らざれば徒らなる計畫かに過ぎなかつた。即ち

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正—三月二十八日勅令第一

二號

公立學校職員年功加俸令中改正—九月三日勅令第二七五號

小學校及公學堂教職員疾病療治料給與規則—十二月五日關東廳令

第六六號

岡山縣吏員恩給規則改正—十月、大正十五年四月より施行

農會職員退職死亡給與金規程改正—十一月

東京市吏員共濟組合計畫—二月

大阪市俸給生活者店員疾病保險計畫—十月

岡山市立學校並幼稚園職員退職料給與計畫—十二月

## 第四章 婦人勞働者及職業婦

### 人に對する施設

#### 第一 婦人勞働者に對する施設

工場法の改正は行はれなかつたが、勞働生活狀態の改善に關する施設及計畫が多くなされた。即ち三月一日よりは勞働者募集取締令の實施あり、之に關聯して女工供給組合の設立があつた。又女工問題の中、可成りに重大なる位置を占める寄宿舍問題に就ては、社會局に於て之が調査を爲し對策を

攻究する外、女工の保健に就ても同様對策の考慮中である。

#### 第二 職業婦人に對する施設

本年は各方面で職業婦人の調査が行なはれた（第一部勞働者狀態の項参照）。

婦人及兒童の賣買禁止に關する國際條約及醜業を行はしむる爲の婦女賣買禁止に關する國際條約を、條約中の滿二十一歳を十八歳となし、且つ朝鮮臺灣及關東租借地の除外例を設けて、十二月二十一日批准した。

藝娼妓に對する取締規則も、八月に岐阜縣に於て改正されたる外、他府縣に於ても時勢に隨つて幾分の改正を計畫されるに至つた。

女給派出婦に對する取締についても夫々對策が攻究されつつある。

産前産後の休養に就いては、東京府に於ては小學校女教員に對し四月より八週間の休養を認めたる外、專賣局に於ても四月一日より十週間の休養を認むる様改正し、遞信省に於ても大正十五年度より實施さるゝ事となつた。

權太、臺灣に於ける看護婦規則及内地規則の改正によつてその資格が統一される様になつた。



## 第五章 少年勞働者に對する 施設

職業紹介の項に於て述べた如く、財界不況、失業者續出せる時に於ては當面の對失業策たるばかりでなく、將來の適性職業を得る事も亦對策としての重要さを持つものであるが故に、本年に於ては此の方面の施設が多く行はれた。七月八日社會局第二部長及文部省普通學務局長より各地方長官及中央職業紹介事務局長宛左の如き通牒を發し之が對策施設を促すところがあつた。

- 一 少年ノ職業選擇指導ノ爲小學校教員、職業紹介所職員、醫師其他ト密接ナル聯絡ヲ圖リ必要ナル場合ニハ之等ノ者ヨリ組織スル委員會ヲ設置スルコト
- 二 小學校ハ小學校卒業後職業ニ從事セムトスル者ニ付必要アルトキハ卒業前本人ノ營業、體格、性質其他參考トナルヘキ事項ヲ職業紹介所ニ通報スルコト
- 三 職業紹介所ハ各職業別ニ依ル勞務需給ノ狀況及求人人口ヲ小學校ニ通報スルコト
- 四 求職少年ノ父兄會等ヲ開催シ本人ノ性質、能力ニ適スル職業ノ選擇ニツキ指導誘拔スルコト
- 五 職業選擇ニ付指導シタル結果其ノ職業ニ就職シタル者ニ關シ職業紹介所ハ時々其ノ就職後ノ狀況ヲ調査シ之ヲ關係小學校ニ

### 通報スルコト

右の如き要項に準じた施設對策が大阪市、名古屋市、福井市を始め各地に於てなされた。その主なるものは、

- 大阪市少年職業指導協議會—一月二十三日
- 福井市職業紹介所小學兒童求職調査—一月
- 名古屋市職業紹介所少年職業紹介調査—三月
- 東京府職業紹介所の少年職業紹介所開始—四月

## 第六章 海外移民に對する施設

我國の人口問題の解決策の一としての植民問題は重大なものであるに拘らず、之が施設對策としては、年六十萬圓を海外興業株式會社を通じて南米移民に對し補助をなすこととし各地方に於て海外移民協會なるものを組織せしめ、移民の奨勵又はその家族の後援等につとむる以外には、積極的政策は絶無といふ状態である。

海外興業株式會社の取扱ひによる大正十四年中の移民者は六千六百五十二人、内ブラジル四千六百三十八人、ペルー三百六十六人、比律賓千三百五十三人である。

前年に於ては國籍法の改正を行つたが、今年は明治六年布告第十八號により外國人の土地所有を全然禁止しゐたるものを、我が國經濟界及社會の進歩に顧みたらると、一つには移民



問題の對策として、外國人土地法が第五十議會の協賛を経て三月三十一日法律第四十二號を以て公布された。

## 第七章 移入民に對する施設

移入民に對する施設と云はんよりは、寧ろ對鮮人施設といふ方が妥當であらう。

鮮人労働者の移入による内地人及び鮮人労働者間の労働問題に即する軋轢は尙ほさまざまに接し得ぬにしても言語の不通、風俗の差異を發端とする人種的不和の葛藤は絶えない状態にある。

斯る状態にあるが故に對鮮人施設としては所謂内鮮融和機關及び救濟施設の二つにつきてゐる現状にある。

常設機關としては、昨年設立を見た大阪府の「内鮮協和會」があつて、其方面に多大の努力をなしつつあるが、本年に於ての施設中主なるものを列擧すれば、

堺朝鮮労働同志會の鮮人女工保護聯盟計畫—二月

神奈川縣の鮮人相談所計畫—三月

兵庫縣の鮮人共同宿泊所計畫—四月

入幡市の北九州労働共濟會設立—六月

岸和田市の日鮮愛保會設立—六月

京都鮮人協會宿泊所竣工—七月

名古屋市の相愛會館竣工—七月

濱松市日鮮融和會設立—九月

大阪に於ける大日本神佛信願會の宿泊所計畫

## 第三編 労働者運動對策

社會運動中特に労働運動の根強さは、到底從來の如く外國よりの翻譯物視し、又は我國の特殊國事情を以てしては解決不可能とならざるを得ずとなつて、今日迄の無自覺的乃至僞瞞的態度を改めなければならぬ時代が到來した。

かゝる點より今年に於ける政府及第三者の労働者運動對策之に對する勞資の態度を見る時は、劃時代的のものと見るべきものが多い。

所謂三派聯立内閣に於ては、幾多の波瀾曲折を経て、普選法が第五十議會を通過して、五月五日之が公布を見たのであるが、他方普選法に對する樞密院との默契の履行或は日露條約成立に備ふるものなり等の噂を立てられたる治安維持法は三月七日衆議院を通過し、五月十二日より實施さるゝに到つた。

又労働組合法、労働爭議調停法、暴力行爲取締法等、夫々憲政會多年の主張の實現を期するものがあつたが、社會局原案として公表されたるものと最後の政府案との間には雲壤の



差を見るのである。之が原因を見るに、軍事當局者の利己的立場、農林省及商工省の産業本位の主張及び資本家團體の反對によつて左右せられたる跡の歴然たるものがあつた。

又各政黨の此等に對する態度は首鼠兩端を持するものであつて、積極的の支持も反對もなかつたことは寧ろ當然のことであらう。

在來の諸團體中に於て協調會は労働爭議調停法案に對し調停中罷業禁止に反對の修正意見を當局に建議するところがあつた外、三月二十二日國際労働協會の創立を見、労働立法その他に就ての對策を攻究するところがあつたが、同協會の事業は各方面に亘るを以て之を一括して後段に記する事とする。治安維持法に就ては第四部第一編社會主義運動の編を、又普選法に就ては附篇政治の項を参照せられたい。

## 第一章 工・鑛・交通業労働者

### 運動對策

#### 第一節 労働爭議對策

労働爭議調停法に關しては他の労働立法に先んじて施行せんとする意圖は充分にあり、第五十帝國議會にも既に上掲せらるゝまでの運となつてゐたのであるが、政府部内の意見の

不一致の爲め遂に延期せられ、憲政會の單獨内閣となるや、之を行政調査會に於て審議し成案を得て、遂に大正十五年二月九日第五十一帝國議會衆議院に上程を見、大なる波瀾もなく三月二十二日に衆議院を、同二十五日に貴族院を通過した（條文は附録「労働法規」中に便宜收録す）

政府部内に於て議論の中心となりたるものは軍事當局者の内務當局の干涉反對、調停中の罷業禁止であつて、原案に於ては主として公益事業に對するものであつた。又之に不可分の治安警察法第十七條及第三十條の削除をも制定せんとするに對し（治安警察法中改正は第五十一帝國議會通過）、資本家團體に於ては尙早論を持し、且つ第十九條及同條の違反に對する罰則の撤廢及その他の條項に對して相當の制限を附すべき事を當局に夫々建議するところがあつた。今議會に於て可決せられたるものを見るに、治安警察法第十七條は調停法第十九條に於て可成りの復活を認め得られ、尙且つ暴力行爲處罰に關する法律案に於て當局は、一面に於ては正當なる労働運動を取締る意志を有せぬと言明しつゝ、他方に於ては如何なる團體と雖もこの法律に抵觸するものは嚴重に取締る旨を宣明しつゝあるが故に、之れ又治安警察法の變形したるものなりと解するも決して偏したる見解ではないと考へられる。左に煩瑣を厭はず社會局原案及政府案の對比を掲ぐることにする。（尙ほ議會を通過せる法律は附録「労働法規」中に收録）



## 勞働爭議調停法(社會局案)

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタル時ハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタル時亦同シ

一 蒸氣又ハ電氣ソノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一項又ハ第三項ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテソノ

休止カ第一項又ハ第三項ノ事業ノ進行ヲ著シク阻碍スルモノ

五 ソノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二條 調停委員會ヲ開設セントスル時ハ行政官廳ハ當事者雙方

ニコレヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テコレヲ組織ス

委員ノ内六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他

ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ

有セサルモノニツキ選定セシメ行政官廳コレヲ囑託ス前項ノ規

定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクコレヲ辭スルコ

トヲ得ス

第四條 勞働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル時

ハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リソノ選定シタル委員ヲ行政

官廳ニ届出スルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲナサ、ル時ハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス、コノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續ヲ終リタル時ハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當時者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ

コノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員四日内ニコレヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届出ナキ時ハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リテ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス

此委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタル時ハ前二條ノ手續ニ準シコレヲ補充ス

第六條 委員定リタル時ハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ召集シコレヲ開會スヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及ヒソノ代理者ヲ置ク

議長及ソノ代理者ハ當事者ノ選定ニカ、ル委員於テ選定シタル委員ノ互選ニヨリ投票ノ多數ヲ得タルモノヲ以テコレニ充ツ多數ヲ得タルモノナキ時ハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ勞働爭議ノ解決ニ必要ナル調停審理ヲナシソノ調停ヲナスモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了ス



ルコトヲ要ス、前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタル時ハコレヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハソノ代理者及ヒ各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス、可否同數ナル時ハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハコレヲ公開セス、行政官廳必要アリト認メタル時ハ當該官吏ヲシテ會議ニ列席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會必要アリト認メタル時ハ當事者又ハソノ代理ソノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ參考書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會必要アリト認メタル時ハ委員ヲシテ作業上ソノ他爭議ノ關係場所ニ立入り作業若シクハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得

第十五條 委員又ハ委員タリシモノハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 調停手續結了シタル時又ハ第九條ニ規定セル期間ヲ經過シタル時ハ調停委員會ハソノ願末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ據ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議ヲ解決シタル場合ニ於テ當事者ノ一方ノ選定シタル委員全員が豫メ反對ノ意思ヲ表示シタル時ハコノ限りニアラス

ス

第十八條 委員及ヒ第十三條ニ規定セルモノハ命令ノ定ムルトコロニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ據ル通知アリタル時ハ第三者ハ調停手續結了スル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ當事者ヲ誘惑又ハ煽動スル事ヲ得ス

但シ第九條ニ規定スル期間ヲ經過シタル時ハコノ限りニアラス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業場ヲ閉鎖シ作業ヲ中止シ

二 雇傭契約ヲ破棄シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三 労働者ノ集團ニシテ労働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ雇傭契約ヲ破棄シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

四 労働者ノ集團ニシテ労働爭議ニ關シ勞務ヲ低減シ作業ノ進行ヲ阻害シ又ハ生産品ノ品質ヲ低下セシムルコト

第二十條 第一條ニ掲クル以外ノ事情ニ於ケル労働爭議ニツキ當事者雙方ノ請求アル時ハ行政官廳ハ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第十九條及ヒ第二十三條ノ規定ヲ除クノ外本法ヲ適用ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ第十三條ニ規定スル出席説明又ハ提示ヲナサ、ルモノハ五十圓以下ノ科料ニ處ス非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ科料ニコレヲ準用ス

第二十二條 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス



一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲナシタルモノ  
二 正當ノ理由ナクシテ第十四條ノ規定ニ據ル立入、視察ヲ拒  
ミ若クハコレヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲナサス、若クハ虚  
偽ノ陳述ヲナシタルモノ

三 第十五條ノ規定ニ違反シタルモノ

第二十三條 第十九條ノ規定ニ違反シタルモノノハ三箇月以下ノ禁  
錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 本法ハ國家又ハ公共團體ノ事業ニ於ケル勞働爭議ニ  
モ亦コレヲ適用ス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テコレヲ定ム

#### 勞働爭議調停法(政府案)中抄録

第一條 第四號第一號又ハ第三號ヲ第一號乃至第三號トシ、第五  
號中命令ヲ勅令ニ改メタル外左ノ項ヲ追加ス

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシ  
テ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政  
官廳ハ當事者双方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スル事ヲ得

第十二條 第二項中承認ヲ得テト改ム

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作  
業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若クハ設備ヲ視察シ  
又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場  
所ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ノ場合ニ於テハ調停  
委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス前項ノ場合  
ニ於テ勞働爭議解決スルニ至ラサルトキハ調停委員會ハ其ノ報  
告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示  
スルコトヲ要ス

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ第  
二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係ナキ  
者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ニ至ル迄左ニ掲クル目的  
ヲ以テ當事者ヲ勸誘スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ勞働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止  
シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコ  
ト

二 勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ  
進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絕  
セシムルコト

#### 第二節 勞働運動對策

大正十一年二月過激社會運動取締法案が貴族院に提出され  
たが衆議院に於て葬り去られた。その後も機會ある毎に擡頭  
せんとする形勢はあつたが、そのまゝにて今日に到つたので  
ある。然るに當時野黨にあつて反對したる憲政會は一旦廟に  
立つに及んで、治安維持法なる名のもとに之を二月十九日衆  
議院に提出するに到つた。



該法案（上提せらるゝ以前に労働者間に於ては勿論、與黨野黨間にも反對の議論が盛んであつたが、政府側の了解運動效を奏し遂に上提せらるるに至つた。而して特別委員會に於ても議論百出し、同法案第一條中「國體若ハ政體ヲ變革シ」とあるを「若クハ政體」の四字を削除して三月七日通過するに至つた。此削除は單に政黨者流が自己の政談演說等に際して、

不都合多きに因るを云ふ利己的心理の働けるものに過ぎないのである。本法と労働運動との關係に就いては、議員の質問も又政府の答辯も共に核心に觸れたものがなかつたが、政府側の聲明するところに依れば、本法の趣意は無政府主義者及社會主義者の取締にありて、正常なる労働運動を阻害せんとするものでないと、百方辯明を試みた。然しながら無産政黨組織に際しての取締に當りては、常に本法への示唆を忘れたかかつた點なぞより考へて、本法立法の精神が那邊に存したかを窺知し得ると思ふ。

斯くの如くにして今日迄労働運動上の一大暗礁と迄稱せられてゐた治安警察法第十七條は労働爭議調停法の制定とともに廢止されたとは云へ、一方に暴力行爲處罰令の實施さるゝものあり、彼を思ひ此を察するに、労働運動に對しては從來よりもより統制されたる壓迫の加へられしものと觀ぜざるを得まい。

政府は又労働立法の整備に伴ひて、兎角の評の囂しき各府

縣の警察犯處罰令に就いても何等かの對策を講ずるかのあらんとするが如く、折にふれ聲明するところあつたが、それも遂に何等具體化を見ずして終つた。而して本年に於ては岡山縣（六月一日實施）、京都府（八月四日より實施）等に於て労働運動に對する處罰令の改惡さへも行はれたのである。

### 第三節 労働組合對策

労働組合法は大正九年より歴代内閣の懸案となつてゐたものであつたが、本年八月に到り社會局案なるものを公表するに到つた。その後他の労働法と共に行政調査會の審議に上り又一方資本家團體の間にも之が對策が審議された。行政調査會に於ける審議の進行の状態に就いては知るを得ないのであるが、新聞紙上に傳へられたる所を引照し、且つ社會局原案を第五十一帝國議會の衆議院に上提（大正十五年二月十六日）せられたる政府案（特別委員會にて審議未了）中特に社會局案と相違をなす條文の抄録を掲げ、以て労働組合法案の今日の狀況を窺ふ事とする。

社會局原案は、現存の労働組合を認めたる上に、尙労働協約を認むる可成り進歩的のものであつたことは、之に對しては労働團體中にも敢て反對の意を表しなかつたのに徴しても知られ得るところであるが、この案に對して政府中多數の労働者を使用する陸海軍當局は組合聯合に反對し、軍屬除外を



主張した。資本家團體なる工業俱樂部、大日本紡績研究會、商業會議所、工業懇談會等に於て夫々之の原案に對する態度を見るに、總ての團體は工業俱樂部の意見に追從の狀況であつた。工業俱樂部に於ては原案の第十一及十二條即ち加入組合員の保護及勞働協約に反對し、加入組合員の資格に産業別職業別及組合員の最少數(原案より多數)の制限を附し、組合の聯合會を否認するものであつた。その他の團體中、商業會議所は尙早論を唱へ、且つ婦人及少年勞働者を除外し、認可主義を主張した。斯る資本家團體の態度に對し、日本勞働總同盟大阪聯合會は大日本紡績研究會に宛て、八月二十五日警告文を發した。斯くて議會に上提されたる政府案には實にこれらの主張の總てが反映せるを認め得られるのである。左に社會局原案及政府案抄録を掲げやう。

### 勞働組合法(社會局案)

第一條 本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスル勞働者十人以上ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ

勞働組合ハ前項ニ掲クルモノ、外組合員ノ共濟修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコトヲ得

第二條 勞働組合ノ代表者又ハ設立者ハ組合設立ノ日ヨリ三週間

内ニ組合規約ヲ添ヘ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキ亦同シ

聯合團體タル勞働組合ニ在リテハ前項ノ外之ヲ組織スル團體ノ

名稱ヲ届出ツルコトヲ要ス異動アリタルトキ亦同シ

第三條 勞働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 名稱

二 目的

三 主タル事務所

四 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

五 組合員ノ資格ニ關スル規定

六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

七 會議ニ關スル規定

八 代表者其ノ他役員ニ關スル規定

九 組合費其ノ他會計ニ關スル規定

十 組合規約ノ變更ニ關スル規定

第四條 勞働組合ハ其ノ規約ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第五條 勞働組合前條ノ規定ニ依リ法人トナリタルトキハ二週間

内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス登記前ニ在リテハ法人タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

一 第三條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項

二 法人トナリタル年月日

三 理事ノ氏名、住所

前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

抗スルコトヲ得ス

第六條 民法第四十八條、第五十條、第五十二條乃至五十五條、第五十七條及第六十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第七條 法人タル労働組合合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第八條 法人タル労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リテ成立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

第九條 法人タル労働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スコトヲ要ス民法第七十二條乃第至八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十條 労働組合ニハ所得税、營業稅及登録稅ヲ賦課セス

第十一條 雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス

雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者カ組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス

第十二條 労働組合カ雇傭條件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約(労働協約)ヲ爲シタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ

第十三條 地方長官ハ労働組合ニ對シ其ノ業務財産及組合員ノ數ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 労働組合ハ組合設立ノ日ヨリ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

第十五條 労働組合ノ決議法令ニ違反スルトキハ地方長官之ヲ取消スコトヲ得

第十六條 労働組合ノ規約法令ニ違反スルトキハ地方長官其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 前二條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スル事ヲ得

第十八條 労働組合解散シタルトキハ其ノ代表者ハ一週内ニ之ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

第十九條 第二條、第十八條若ハ第二十四條ノ届出ヲ爲サ、ル者

又ハ第十三條ノ報告ヲ爲サス第十四條若ハ第二十五條ノ規定ニ違反シ若ハ第十六條ノ命令ニ違反スル組合ノ代表者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス其届出又ハ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者亦同シ

第二十條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條民法第四十八條及第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三 民法第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

○ 第二十一條 第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料



ニ處ス

第二十二條 訴訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ  
本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 本法ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨ  
リ一箇月内ニ第二條ノ手續ニ準シ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨ  
リ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作製シ主タル事務所ニ之ヲ備付クル  
コトヲ要ス

第二十六條 労働組合ノ登記ニ付テハ訴訟事件手續法第一百七條  
第二百十九條乃至第二百二十二條及第二百二十五條ノ規定ヲ準用ス

### 労働組合法案(政府案)抄録

第一條 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ハ本法ニ依リ労働  
組合ヲ設立スルコトヲ得

第二條 労働組合ハ労働条件ノ維持又ハ改善ヲ以テ目的トス  
労働組合ハ前項ノ外組合員ノ共済、修養其他共同利益ノ保護増  
進ヲ目的ト爲スコトヲ得

第三條 労働組合ハ法人トス

第十二條 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル者ト雖  
左ニ掲クル者ハ労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得但シ雇傭者又  
ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス  
一 組合ノ役員ニ選任セラレタル者

### 第三部第三編 労働者運動對策

二 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者タリシ者

三 總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者

第十三條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル条件ヲ定ムル  
コトヲ得ス

第十四條 (原案第十一條ト同様ナルモ之ニ對スル資本家側ノ罰則  
削除)

第十五條 労働組合ハ理事其ノ他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付他  
人ニ生セシメタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但シ労働条件ニ關シ  
組合員ヲシテ協同行爲ヲ爲サシメ又ハ組合員ノ行爲ニ制限ヲ  
加ヘタルニ因リ雇傭者ニ生セシメタル雇傭關係上ノ損害ニ付テ  
ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 労働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊リ又ハ公益ヲ害スルトキ  
ハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第三十三條 陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働  
組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ際現ニ存スル労働者ノ團體ニシテ労働条件ノ維持又  
ハ改善ヲ目的トスルモノハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働  
者ノ團體ニ非サルモノト雖本法施行ノ日ヨリ六箇月内ニ第四條  
第一項ノ規定ニ準シテ届出ヲ爲ストキハ本法ニ依リ設立セラレ  
タル労働組合ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サムトスル團體ノ規約本法ノ規定ニ  
適合セサルトキハ之ヲ改定スヘシ但シ同一又ハ類似ノ職業又ハ  
産業ノ労働者ノ團體ニ非サルモノニ在リテハ第一條及第十二條

ノ規定ニ拘ラス同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル  
労働者ヲ以テ労働組合ノ組合員ト爲スコトヲ妨ケス  
(尙政府案ニ於テハ原案ニ「地方長官」トアルヲ「行政官廳」ト變更  
サレテアル)

## 第二章 農業労働者運動対策

(小作爭議対策)

### 第一 政 府

政府の小作爭議対策としては、直接的には小作爭議調停法  
であり、間接的には所謂農村振興策と稱する自作農創定以下  
の諸題目以上には出ない。かの小作法の制定も未だ未來の希  
望事項として止つてゐるに過ぎないのである。

昨年十二月一日より實施されたる小作爭議調停法の成績は  
既述(小作爭議の項参照)の如くであるが、尙ほ本年九月十六  
日より三日間に亘り農林省は全國小作官會議を東京に開き次  
の諸事項に就いて協議を遂げ、大體左の如き意見が纏まつた。

#### 一 小作調停に關する事項

- (イ) 訟訴事件を職權を以て調停に附し得るようにすること
- (ロ) 調停主任の判事は専任的とすること (ハ) 郡長及郡役所廢  
止と共に小作關係事務は小作官に歸屬せしめ各府縣に小作官及  
屬を増員すること

#### 一 小作制度に關し改善施設に關する事項

- (イ) 小作法及小作組合法の制定 (ロ) 小作條件の改善 (ハ) 小  
作組合の改善を目的とする協調組合の奨励 (ニ) 自作農創定施  
設 (ホ) 農業保險制度 (ヘ) 肥料の專賣、農産物販賣機關の整  
備、其他農業經營の改善並に農業增收法の研究施設 (ト) 擔當  
小作料の研究 (チ) 調停不成立の場合權利關係を明かに定むる  
ため小作關係の繫争事件の判決を促進すること (リ) 小作關係  
官の増員 (ヌ) 小作官に對し調停上の權限を附與すること  
(ル) 仲裁制定の設置 (ヲ) 小作法制定研究のため機關を設置す  
ること (ワ) 調停補助者を調停法に認むること (カ) 小作官の  
勸解に効力を附與すること
- 一 小作官より調停申立をなすの可否につき、當事者の便宜のた  
め、小作官より申立をなし得る様、法律を改正するが適當なる  
べしとの意見多數であつた
- 一 收穫量調査及び生産費計算の方法につき、種々の方法、要求  
等の説明あり、結局問題の難易が地方的事情に依つて異なるので  
議論一致しなかつた
- 一 調停條項の決定については各縣の事情により異なる方法で調停  
しつゝあるも各々一定の基準を設けて調停をなしつゝあると
- 一 小作官の權限擴張
- 一 調停主任の判事に専任者を置くこと
- 一 小作官を増員すること
- 一 經費を増加すること



## 第二 農 會

全國的ではないが、地方郡農會に於て小作爭議の調停機關を設け、農業爭議調停仲裁規定若くは耕作爭議私裁規程等の名目の下に、調停が行はれてゐる。以下一二例を擧げよう。

### 大阪府南河内郡農會耕作爭議私裁規程

第一條 本會ハ産業ノ安定ト獎勵ノ爲メ凡ソ左ノ場合ニ該當スル

トキハ本規程ニ依リ耕作爭議ノ私裁ヲ行フ

一 地主小作兩者ノ合意ヲ以テ私裁ヲ求ムルトキ

一 地主小作何レモ本會ノ居中調停ヲ拒マサルトキ

第二條 私裁案ハ會長ニ於テ設定シ役員會ノ審議評決ヲ經テ之ヲ

施行ス

第三條 役員會ハ爭議關係者ニ對シ其ノ主張ヲ陳述セシメ又ハ調

査資料ヲ徵スル事アルヘシ

爭議關係者ハ前項又ハ私裁案査定ノ爲メニ本會ノ要求スル材料

ノ提示又ハ提供ヲ拒ミ若クハ其費用ノ補償ヲ求ムル事ヲ得サル

モノトス

第四條 本規程ニ依リ施行セシ裁定ニ關シテハ爭議關係者ハ本會

總會ノ再審ヲ求ムルノ外民事訴訟ヲ爲ス事ヲ得ス但シ當事者ハ

再審ノ決定アル迄ハ第一次裁定ノ命スル事項ヲ實行スル事ヲ要

ス

第五條 爭議關係者故意ニ本規程ニ背キ又ハ本規程ニ基キテ發ス

ル本會ノ要求ニ應セサルトキハ爲ニ相手方又ハ本會ニ被ラシメ

タル損害ニ對シ本會ノ任意ニ仍リ算出スル補償ヲ相手方若クハ本會ニ支拂フ義務ヲ負フモノトス

第六條 本規程施行手續ハ別ニ之ヲ定ム

### 島根縣能茂郡農會農事調停委員會設置規程

第一條 農事ニ關スル紛議ノ豫防並ニ調停ノ任ニ當ラシムル爲農

事調停委員會ヲ置ク

第二條 委員ハ常任十二名、豫備十二名トシ本會ノ区域内ニ居住

スル會員中ノ地主、自作、小作ヨリ常任及豫備各四名總代會ニ

於テ選任ス

第三條 委員ノ任期ハ事業年度ニ隨ヒ二ケ年トス、補缺ノ爲選任

セラレタルモノ、任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四條 委員會ハ會長、副會長及常任委員ヲ以テ組織ス

常任委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ地主、自作、小作ノ別ニ依リ

各其ノ豫備委員ヨリ年長順ニヨリ常任ノ委員トナル

第五條 委員會ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 會長必要ト認ムルトキハ顧問並ニ職員ヲシテ委員會ニ於

テ意見ヲ述ヘシムルコトヲ得

第七條 會長必要ト認ムルトキハ評議員ニ諮問シテ臨時委員ヲ設

クルコトヲ得

第八條 委員會ニ於テ取扱フヘキ事項左ノ如シ

一 小作料ニ關シ地主小作人間ニ於テ協調ヲ缺ク場合ニ地主小

作人ノ合意ニ依リ之レカ調停ヲ委托セラレタルトキ

二 凶年ニ際シ小作料ノ立見引ニ關シ地主小作人ノ合意ニ依リ

之カ査定ヲ委托セラレタルトキ

三 小作地面積ニ關シ測量ヲ委托セラレタルトキ

四 其ノ他會長ノ必要ト認めタル事項

第九條 會長ハ取扱事項ノ状況ニヨリ地主、自作、小作ヨリ選任セラレタル委員各一人若クハ二人ヲ指定シテ調査又ハ調停ニ當ラシムルコトヲ得

第十條 取扱事項ニ利害關係アル委員及當時者ト親族關係アル委員ハ其調査又ハ調停ニ參與スルコトヲ得ス

第十一條 第八條ノ規定ニヨリ調査又ハ調停ノ申出アリタル場合ニ於テ之レヲ委員會ニ付托スヘキヤ否ヤハ會長之ヲ定ム

第十二條 委員ニハ其ノ勤務ニ應シ豫算ノ定ムル所ニ依リ手當金ヲ支給ス

## 第三章 國際労働協會

國際労働局東京支局長淺利順四郎氏の斡旋によつて、三月二十二日「ヴェルサイユ平和條約労働篇の前文に明示せられたる理想に賛同し、社會的正義の實現に協力することを以て目的とす」との趣旨目的のために發起人會を開いて國際労働協會(事務所を協同會館内に置く)なるものが創立され、引續いて第一回常務委員會を行つて協議の結果、常務委員は定員を約四十名とし、その選出割合は會員中雇傭主團體に屬する者より約十名、労働團體に屬する者より約十名及び前記諸團

體に屬せざる者より約二十名とすることとし、前記の目的達成のため次の如き事業を行ふこととした。

- 一 國際労働總會に於て採擇せられたる條約案並びに勸告の批准および實施、其の他労働立法の促進
- 一 産業及労働問題の解決に資すべき對策の協議
- 一 出版物ならびに機關紙の刊行

依て左の四委員會を設置し、委員長に高野岩三郎氏、會計監査委員に添田敬一郎、鈴木文治、山崎龜吉の三氏、主事に淺利順四郎氏を選任した。各委員會の調査項目及委員長は次の如くである。

労働條約委員會 委員長 高野岩三郎

### 「調査事項」

- 一 國際労働總會の決議と帝國議會の權限に關する事項
- 二 労働條約案及勸告に關聯して已に制定せられたる法令に關する事項
- 三 労働時間に關する條約案及勸告に關する事項
- 四 海上労働に關する條約案及勸告に關する事項
- 五 農業労働に關する條約案及勸告に關する事項
- 六 婦人及少年に關する條約案及勸告に關する事項
- 七 労働者團結權に關する平和條約並に條約案に關する事項
- 八 其の他の労働條約案及勸告に關する事項
- 九 労働條約及勸告の諸外國に於ける實施並に批准の状況に關する事項



一〇 勞働條約案及勸告の實施促進に關する輿論喚起に關する事項

一一 勞働統計の改善促進に關する事項

失業委員會 委員長 堀江歸一

「調査事項」

一 失業の根本原因に關する調査

二 失業に對する當面の方策に關する調査

三 失業の統計に關する調査附失業の状態に關する調査

團結權委員會 委員長 安部磯雄

「調査事項」

一 團結權と國際勞働機關との關係

二 英、米、獨、佛、伊諸國に於ける團結自由の沿革及現況

三 我國に於ける團結權に關する歴史的考察と現存する團結の各種の形態(工業及農業に關し)

四 團結の我國現行法上の地位(雇傭主團體及地主團體、勞働團體に關して)

五 團結權に關する我國官憲雇傭主及勞働者の態度

國際連絡委員會 委員長 道家齊

十一月八日第一回通常總會を協調會館に開催し、左の如き八項の決議をなし、それに對し政府或は勞資諸團體等に建議或は進言した。尙規約の改正及び團結權委員會と國際連絡委員會とを併合して一般委員會となすこと等が行はれた。

「決議事項」

一 ワシントン諸條約案の實施批准並に改正工場法等

二 國際勞働總會の決議に就きて帝國議會の權限に關するもの

三 勞働者團結權自由の確立と平和條約との關係に關するもの

四 勞働組合法案に關するもの

五 勞働者の團結に關する現行法上の障壁撤去に關するもの

六 治安維持法の改正に關するもの

七 勞働組合を通じての失業救済策に關するもの

八 地方勞働者の都市集中調節其他失業救済の諸方策に關するもの

十一月八日には同會主催、東京朝日新聞社後援の下に、勞働立法講演會を協調會館に開催した。

## 第四編 勞働問題關係調査

第一回國勢調査後、統計調査に關する官民の理解が頓に増して來た。従つて調査が從來よりも精密さを増して來且つ各方面になされる様になつた。然し乍らそれらの調査は多く獨立的の發表に止まつて、諸調査の比較研究の方面は等閑に附せられてゐる憾がある。しかしこれらについても今後大いになされる事と信ずる。

勞働問題に關する諸調査にして本年中に行はれたるもの、主要なるもの並に前年に行はれて其結果の發表せられし主なものに就いて、夫等を目次的に列記する事とする。尙卷尾



附録に掲げたる調査及統計書目次を参照されたい。

## 第一章 労働者一般に關する

### 調査

本年四月の官制改正によつて、從來労働統計に關しては社會局統計課に於て取扱はれしものが、内閣統計局に所屬する事となり、從來の公設市場小賣價格、工場鑛山の賃銀に關しては、九月より「賃銀物價統計月報」として統計局より發表せらるゝ事となり、又農商務省の「賃銀統計月報」は商工省官房統計課より發表せらるゝ事となつた。

### 第一 第二回國勢調査

第一回國勢調査後五ヶ年を経過せるを以て十月一日午前零時を期し第二回の簡易國勢調査を行つた。調査項目は一氏名二男女の別、三出生の年月、四配偶の關係で一人一票の單記式によつたもので、その速報による數は附録篇「人口一班」中に記してある。

### 第二 失業調査

失業問題の深刻化に鑑み政府は失業統計調査を行ふ事として五月二十三日規程を發表し、第二回國勢調査と同時に之を行つた。

調査區域 札幌、東京、京都、大阪、堺、横濱、金澤、岡山、廣島、吳、和歌山、門司、八幡各市の重要工業都市二十一ヶ所及大牟田市、足尾町、夕張町の重要鑛山所在地三ヶ所並にこれらの附近

被調査者の範圍 労働者及給料生活者（實收月額三百圓以下）  
調査事項 失業者につき一氏名、二男女の別、三出生の年月、四配偶の有無、五世帯主たるや否や、六世帯員數（世帯主の場合）、七失業當時の職業、八失業當時の勤務先、九失業の原因、一〇失業の年月日、一一失業當時の賃銀又は給料、有業者につき一氏名、二男女の別、三出生の年月、四配偶の有無、五現在の職業、六現在の勤務先

右調査結果の概數發表を見たるが故に、之を本書第一部の失業状態の項中に取扱つて置いた。

### 第三 労働移動調査

單に労働力需給の調節のみならず、失業者救済、農民離村殊に最近現はれつゝある歸郷女工の保健等のため、各地方に於て引き続き調査が行はれたが、本年發表されたるものを擧ぐれば、

中央職業紹介事務局の『他道府縣への出稼者調』——大正十三年中東京府を除いたものに於ての調査發表  
東京地方職業紹介事務局の『管内製糸女工調査』——大正十三年五月現在にて調査發表



『労働移動の統計的研究』——前田一氏發表社會政策時報第五三—五四號所載

#### 第四 生計調査

本年調査の實行されたもの及本年中に結果の發表されたるもの、中主なるものを列記しよう。

『東京市及近接町村中等階級生計費調査』——東京府社會課調査大正十一年十一月の一ヶ月千二十七世帯に就いての結果を本年三月發表

『常備労働者生活調査』——京都市社會課調査、大正十三年十月京都市電氣及京都市道路衛生従業員約千二百人についての調査結果發表

『男子労働者及俸給生活者生活費調査』——大正十四年十二月山梨縣内務部調査

『岡山市内生活状態別戸數調査』——大正十四年一月岡山市社會課調査

『國際的に見たる生活標準問題』——經濟資料第十一卷第七號所載

協調會の『第四回全國家賃調査』——大正十三年十一月、都市を中心とし二千三百四十三世帯に就いての調査、社會政策時報第六十五號に發表

『大連在勤滿鐵邦人社員生計費調査』——滿鐵調査課調査、大正十三年十月乃至十四年三月の調査結果發表

『密住地區居住者の労働と生活』——大阪市社會部調査、大正十三年十一月五十五世帯に就いての調査、労働調査報告第三七六條に發表

『逓信局従業員生計状態調査』——各逓信局にて特定三等郵便局以上の雇員の生計を大正十四年七月調査

『奈良縣辰市村に於ける生計調査』——大正十四年二月より同村全戸に就いての調査

『俸給生活者職工生計調査報告』——協調會の大正十年六月より一ヶ年間全國に亘る調査、其結果を本年三月發表

『國有鐵道現業従事員の家賃調査』——鐵道省の大正十四年一月國有鐵道線路中市制施行地所を驛庫勤務従事員四千八百一人に就いての調査

#### 第五 産業組合調査

『産業組合現勢調査』——産業組合中央會が組合法發布二十五年記念事業の一として大正十三年度の成績につき調査

『市街地購買組合調査』——産業組合中央會内に設けられたる市街地購買組合調査委員會の調査及對案を産業組合調査資料第九として發表

『産業組合の經營する製糸事業』——中央會が早川直瀨博士に委嘱し調査せるものを資料第七として發表

『産業組合の經營する農業倉庫』——中央會の調査を資料第三として發表

『市街地信用組合調査』——東京市政調査の都市庶民金融に關す

る調査第三冊として發表

『滿洲に於ける産業組合』——滿洲には産業組合法が施行されてないが、内地のそれと類似のものに就いて滿鐵調査課が大正三十三年度成績に就き調査發表

『大原社會問題研究所第六回全國消費組合調査』——結果の概要は本年鑑第二部中に所載

## 第六 庶民金融機關調査其他

『都市金融の概況』——東京市政調査會の昨十三年十月以降行へる都市庶民金融に關する調査發表の第一冊として發表

『市設貯蓄銀行』——同上第二冊として發表

『市街地信用組合』——同上第三冊として發表

社會局の『公益質屋の調査』——大正十四年上半期の現況調査發表  
都市研究會の『公益事業調査』——大正十四年七月より着手

## 第二章 工・鑛・交通業労働に

### 關する調査

#### 第一 労働状態調査

第一回労働統計實地調査は未發表である。又失業調査も前述の如く概況を發表したにすぎない。其外、本年中には行はれた調査及び本年中に結果の發表されたものの主なるものを擧ぐれば、左の如し。

『主要工場就業規則集』——協調會が大正十三年十一月現行の各種工場の規則を集め編輯

『本邦印刷工業労働事情』——草間時光氏報告、社會政策時報第五十二、四、五、七、八號に發表

『本邦造酒工業労働事情』——吉田寧氏報告、社會政策時報第五十六、七號に發表

『本邦製糖業労働事情』——廣池千英氏報告、社會政策時報第五十九、六十、一、二號に發表

『本邦醬油工業労働事情』——吉田寧氏報告、社會政策時報第六十二、三號に發表

『工業従業労働者教育程度調査』——東京市社會局が市内及隣接地の百人以上使用工場百八十四に就いて大正十年七月調査

『鑛夫に關する諸調査、夫婦關係』——社會局が大正十三年六月調査、労働時報十月號に發表

『刷子製造従業者の労働と生活』——大阪市社會部が市内のそのの労働事情及生活状態に就いて調査、労働調査報告第三十八號として八月發表

管船局の『海技免狀受有者調査』——一つは震災のため原簿を焼失したるより之を行ふ

『滿洲工業労働事情』——滿鐵調査課の大正十三年二月滿洲に於ける工業労働者數、生活、労働、移動に就いての調査發表

#### 第二 工場衛生調査

労働衛生に關しては、取締上より社會局監督課の調査あり



産業能率上よりは大阪府立産業能率研究所(四月開所)及び労働科學研究所等の調査研究がある。而して之に就いては本書第一部労働者状態中に記述して置いた。右の外此方面に關するものとしては左の一例がある。

『逓信局従業員の保健衛生調査』——大正十四年三月調査

### 第三 労働運動調査

協調會情報課の『大正十三年下半年期の労働運動』

大阪市調査課の『大阪市労働年報』——大正十三年度の大阪市を中心とする労働運動の記述

産業労働調査所の『労働組合調査』——十月一日を期して全国の労働組合現勢調査をなす。尙前年の調査は日本労働總同盟との共著になる「労働年鑑」中に納めあり。

### 第五 その他

『工場委員制度研究』——經濟資料第十一號十月號所載

『木邦使用者團體の現状』——森田良雄氏報告、社會政策時報第五十八、九號にて發表

## 第二章 農業労働に關する調査

### 第一 農業經營調査

農林商工兩省の分立を機として、在來の農事統計報告規則

第三部第四編 労働問題關係調査

に幾分の改正を施し十月二十八日公布し、十五年一月一日より實施する事となつた。

農業經營調査、農家經濟調査及米麥生産費調査は従前通り續行せられつゝあるが、一昨年第一回の總括的報告ありし外其後總括的のものに接しない。

今左に、本年中行はれ又は其結果の發表されたる調査の中主なるものを擧げよう。

『米生産費資料調査』——帝國農會調査部、農會報第十五卷第一號に發表

『農業生産費の研究』——小林隆平氏報告、帝國農會報第十五卷第十八、九、二十、一、三、四號に發表

『耕地の擴張及潰廢に關する調査』——農林省農務局、大正七年より十二年までを第一次として發表

『開墾地經營に關する調査第一輯』——農務局調査發表

『第四回全國田畑價格及收益調査』——日本勸業銀行調査課の大正十四年三月の調査

『千葉縣に於ける小作慣行調査』——大正十四年一月同縣農會調査

『蠶業經濟調査』——愛媛縣養蠶組合聯合會の大正十三年の成績につきての調査

(尙熊本稅務監督局は經濟調査時報第四十四年(十月)に農村經濟に就いての研究を發表した)

## 第二 小作運動調査

協調會農村課の『農村事情に關する調査第三輯』——大正十三年下半年期の農村運動に關するもの

帝國農會の『小作地返還面積に關する調査』——大正十二年六月乃至十三年五月の調査

## 第三 農村保健調査その他

『鳥根縣神原村農村保健衛生調査』——大正十二年九月施行せるもの、結果發表

『東京府下戸倉村農村衛生調査』——大正十三年五月より七月に亘つての調査結果發表

『栃木縣芳賀郡田野村保健衛生調査』——本年一月より調査

『産業組合の經營する農業倉庫』——産業組合中央會が産業組合調査資料第三として發表

『徳島縣の副業基本調査』——本年四月調査

## 第四章 其の他の労働に關する調査

### 自由労働及細民調査

### 自由労働及細民調査

失業問題と關聯し自由労働者問題が重要視された事は前述した如くである。故にこれに就いての調査は特に東京に於ては可成り多く行はれた。今、主要なるものを列擧すれば、

『神戸市に於ける日傭労働者問題』——神戸市立中央職業紹介所の  
大正十三年末より十四年一月にかけての調査、職業紹介參考資料第三輯として公表

『神戸市に於ける日傭労働調査』——神戸職業補導會の大正十四年二月二十日より一ヶ月間に亘る調査

『本所業平町所在木賃宿に於ける自由労働者調査』——大正十四年一月十日調査、職業紹介公報第十五號に發表

『東京市内外自由労働者の失業調』——東京市社會局、大正十四年六月調査

帝大セツルメントの東京市『柳島元町戸口調査』——大正十三年秋の調査結果發表

名古屋市の『細民状態調査』——大正十三年九月の調査結果發表

## 第五章 中間階級者に關する調査

### 調査

『教育者俸給調』——文部省普通學務局が中等學校及小學校教員の俸給平均額の累年比較を調査、文部時報第一七六號に發表

『東京市内外中等學校以上卒業者就職状況調』——東京市社會局が大正十四年三月の卒業生に就き五月現在にての調査

## 第六章 婦人職業に關する調査

『大阪市内に於ける婦人職業調査』——大阪府社會課及大阪職業



補導會の大正十四年二月に於ける調査

『神戸市職業婦人調査』——神戸市社會課及神戸市職業補導會の

大正十四年三月一日に於ける調査

『名古屋市に於ける職業婦人生活状態調査』——名古屋市中

會課の大正十三年十二月に於ける調査結果の發表

中央職業紹介事務局の『職業婦人調査』——大正十四年七月上

旬東京及大阪兩都市に於ける調査

『東京府下に於ける派出婦會の概況』——職業紹介公報第十六號

に發表

『内職に關する調査』——東京市社會局、大正十三年十月より十

四年五月に亘り内職の家計に及ぼす影響調査

『名古屋市内家庭副業』——各副業の口收高及生産高に關する名

古屋市の調査

東京地方職業紹介事務局の『管内製糸女工調査』——大正十三

年五月に於ける調査結果の發表

『紡績女工の疾病』——鯉沼茆吉氏報告、勞働時報十二月號に發

表

『信州の製糸工場に於ける女工の寄生虫調査』——長野縣工場課

の大正十二年七月に於ける調査結果の發表

『信洲の製糸工場に於ける女工の色盲調査』——長野縣工場課調

査

『長野縣製糸女工榮養調査』——長野縣工場課、大正十四年三月

調査

## 第七章 少年勞働に關する調査

小學校卒業兒童の職業輔導に就いては各地方職業紹介所に夫々對策施設をなさしむるところがあつたので、それに関する調査も又各地方に於てなされたが、主なるものは、

名古屋市に於ける少年職業紹介に關する調査——大正十四年四月調査

福井市に於ける兒童就職調査——大正十四年二月調査

## 第八章 海外移民に關する調査

外務省通商局が毎年海外各地在留本邦人職業別人口表及移民地事情を發表してゐるが、後者の本年中に發表されしものは、

移民地事情第七卷——パラグアイ國に就いて

同右 第八卷——伯國「ミナスジエラエス」及「サンパウロ」州

北部視察報告

中央職業紹介事務局の山内隆一氏は『内外移住案内』といふ研究を職業紹介公報第十八、九號に發表してゐる。

## 第五編 労働立法

### 第三 労働組合法、労働争議調停法、

#### 治安警察法中改正

これらに就いては前編労働運動対策中に記述せるを以て茲には再述しない。

### 第一 改正工場法施行令

改正工場法は大正十二年三月二十九日法律第三十號に依て改正制定されたのであるが、その後専ら財政及資本家側の壓迫によつて施行令の改正を見るに至らなかつた。然るに本年行政調査會に於ける審議を経、閣議によつて決定を見、工場法の適用範圍の擴張、扶助規定の改善、雇入及解雇規定の保護、母性保護に就いて改正を行ひ、之が樞密院に諮詢された。樞密院に於ては一般に労働者保護に偏重し産業保護を輕視せる傾向ありとし、一部に反對論あり、遂に精査未了のままに了つた。

### 第四 失業保險法

失業問題の喧しき折柄、之に對し保險法を施行したき意嚮を有するも、既に公布されたる健康保險法すら實施されざる今日に於ては、單に考慮を有するに過ぎなかつた。併し社會局は本年六月、現今何等の保護を被らざる日傭労働者の救済に關し日傭労働者救済法案を發表した。尤もそれが實施されるに至らなかつたことは言ふまでもない。

### 第二 健康保險法

### 第五 海員法規改正

健康保險法も、實施されんとして等しく財政上の問題により延期中のところ、愈々第五十一帝國議會に實行の爲豫算が計上され、大正十五年七月一日より實施さるゝ事となつた。尙海員に對しても之に類する健康保險法を施行したき意嚮あるやに傳へられてゐる。

船員法、海員懲戒法は明治三十二年或は明治二十九年に制定されたるもので、之が改正を必要とするは言を俟たないところであるが、國際労働局に於ては第一回以來萬國海員法典の編成に努力し居り、近々完成せんとする形勢なる故、その結果を俟つて我國に適用すべき法律の制定をなさんとし目下之が準備中である。



## 第六 小作組合法、小作法

農林省は小作爭議調停法の實施の結果の良好なると、又労働組合法より小作人、山林労働者及漁業労働者を除外すべく主張したる手前、之に對して何等かの對策をなす必要を感じ小作人會議に於て之を諮りたるに、其制定に全員一致の賛成を得たのであるが、今急に制定すべき状態になきものとし、小作制度調査會を設け審議の上之を決せんとする意嚮である。然し從來の主張に徴して小作人のみを對照とし、純農業者以外のもの及純農業労働者は之を排除せんとするもの、如く傳へられてゐる。

## 第七 小作爭議調停法

小作爭議の普遍化につれて政府は大正十五年度より小作調停法を長崎、鹿児島、福島、宮城、岩手、山形、秋田、青森の未施行各縣に施行するについて豫算を計上した。

## 第八 借地法、借家法及借地借家調停法

大正十四年四月十日勅令第二百二十五及百二十六號を以て四月十五日より此等の諸法が名古屋市にも實施せらるゝ事となつた。

## 第九 第五十帝國議會に於ける労働問題關係諸建議案

### 題關係諸建議案

第五十帝國議會に於て中心問題となりしものに普選法、治安維持法、教育費問題及農村振興の諸問題があつた。故にそれらを中心として建議案その他が相當提出されたのであるが、その中に於て採擇可決されたるもの、中主要のものを列挙すれば、

- 一 國民教育の根本的革新に關する建議案（岡崎邦輔氏外二十五名提出）
- 二 漁村振興に關する建議案（高草美代藏氏提出）
- 三 開墾助成に關する建議案（荒川五郎氏外五名提出）
- 四 移住組合法制定に關する建議案（津崎尙武氏外一名、荒川五郎氏外二名提出）——修正可決
- 五 農村教育改善に關する建議案（湛増庸一氏提出）
- 六 農村教育振興に關する建議案（加藤知正氏外二名提出）
- 七 農業保險に關する建議案（小西和氏外二名提出）
- 八 農村振興に關する建議案（荒川五郎氏外十五名提出）
- 九 警察官待遇改善に關する建議案（本田義成氏提出）
- 一〇 治安警察法中改正法律案（山口政二氏外二名提出）——女子の結社加入自由を認む
- 一一 借家人の利益保護に關する建議案（廣瀬徳藏氏外四名提出）
- 一二 借家法中改正法律案（作間耕逸氏外二名提出）——修正可決

尙その他重要な建議案にして審議未了のもの及否決せられたるものに左の如きものがある。

- 一 婦人参政に關する建議案（松本君平氏提出）——未了
- 二 公娼制度制限に關する法律案（松山常次郎氏提出）——否決
- 三 生計調査に關する建議案（加藤鯛一氏提出）——未了

又清瀬一郎氏は國際労働會議の決定と我立法府の權限に關し質問書を提出した。



# 丙統計表目次

## 第一表 大正十一年度全國工場に於ける扶助給與統計

- 其一 扶助種類別件數並其支給額比較表
- 其二 業務別扶助料支給件數並其支給額
- 其三 扶助ヲ受ケタル職工數業務別
- 其四 扶助期間業務別
- 其五 扶助種類及歸郷旅費業務別

## 第二表 大正十一年度官設工場に於ける扶助給與統計

- 其一 扶助ヲ受ケタル職工數
- 其二 扶助期間表
- 其三 扶助種類及歸郷旅費表

## 第三表 大正十三年中鑛夫の扶助支給額

## 第四表 官廳現業員共濟組合統計

- 其一 組合員數累年表
- 其二 大正十二、三年度ニ於ケル各共濟組合收入狀況
- 其三 大正十二、三年度ニ於ケル各共濟組合支出狀況

## 第五表 職業紹介に關する統計

- 其一 大正十四年職業紹介所業態別取扱成績表
- 其二 大正十四年中職業紹介所紹介數月別表
- 其三 大正十四年中職業紹介所紹介數各月及男女別表
- 其四 大正十四年中職業紹介所府縣別成績表
- 其五 大正十四年職業紹介所日傭勞働紹介成績表

## 第六表 簡易保險統計

- 其一 簡易保險成績累年表
- 其二 簡易保險契約狀況
- 其三 新契約及月末現在高月別表
- 其四 死亡、解約、失効件數月別表
- 其五 簡易保險被保險者職業別件數表
- 其六 簡易保險積立金運用累年狀況表

丙第一表(其一) 大正十一年度全國工場扶助給與扶助種類別件數並其支給額比額表

(以下五表)  
(第七回工場監督年報ニ據ル)

種類	件數	金額	總數ニ對スル百分比		種類	件數	金額	總數ニ對スル百分比	
			件數	金額				件數	金額
施療	一七三、五三二	六三三、八四八・三六〇	六五・六	二五・一	遺族扶助料	四〇四	二六、四〇八・七三六	〇・二	八・七
療養費	三四、五一一	四六四、〇九七・八九九	一三・〇	一八・七	葬祭料	四〇七	二、五〇・五六〇	〇・四	〇・九
休業扶助料	五、八七九	九〇五、〇六八・二四	二〇・〇	三六・四	令第十四條ニ依ル扶助料	二五	八、五四六・九〇〇	—	〇・三
傷害扶助料	二、六七七	二四四、六二・三三〇	一・〇	九・八	計	二六四、四七五・二、四八六、〇九二・七九九	基準	基準	基準

丙第一表(其二) 大正十一年度全國工場扶助給與業務別扶助料支給件數並其支給額

業務	件數	金額	總數ニ對スル百分比		業務	件數	金額	總數ニ對スル百分比	
			件數	金額				件數	金額
染織工場	八六、八五五	四三三、七七・七七八	三二・八	一六・六	雜工場	六、三二	九六、〇三・一七六	二・四	三・九
機械及器具工場	一三一、四六一	四三八、三四九・三七〇	四七・七	五七・九	特別工場	五、九〇一	九〇、二四九・二七五	二・二	三・六
化學工場	二八、〇〇七	三八〇、一二三・七七〇	一〇・六	一五・三	計	二六四、四七五・二、四八六、〇九二・七九九	基準	基準	基準
飲食物工場	六、〇四五	六七、五五・四三〇	二・三	二・七					





丙第一表(其四) 大正十一年度全國工場扶助給與扶助期間業務別

業 務	業 務 別	扶助期間										合 計			
		未 滿 一 週 間	一 週 間 以 上 一 月 未 滿	一 月 以 上 三 月 未 滿	三 月 以 上 六 月 未 滿	六 月 以 上 一 年 未 滿	一 年 以 上 二 年 未 滿	二 年 以 上 三 年 未 滿	三 年 以 上	遺 族 扶 助 料	障 害 扶 助 料				
染 織 工 場	男	六、七三三	三、二〇〇	五九七	一三三	三七	二五	一〇	四	一〇、七九八					
	女	一〇、八〇四	三、八八二	四九六	一〇三	四四	三〇	三	一	一五、三七三					
機 械 及 器 具 工 場	男	三、四四〇	二〇、三〇七	三、二四九	九八四	三六四	一五三	九	二四	八八、六六〇					
	女	三、四三二	一四〇	四〇	一〇	二	三	一	一	五三七					
化 學 工 場	男	七、三二八	四、四八五	七八一	一五一	四七	五	二	一	三、七八九					
	女	二、八四	二四	三七	六	三	二	一	一	五四七					
飲 食 物 工 場	男	二、三〇〇	一、〇四八	一九	三五	一九	四	一	一	三、五二五					
	女	四〇五	二二五	一〇	一	三	一	一	一	六三四					
雜 工 場	男	二、一三五	一、〇〇〇	一九七	四	一六	一	一	一	三、四二二					
	女	一九五	一三三	一九	三	一	一	一	一	四四一					
特 別 工 場	男	一、二六二	一、一四四	一八三	二四	八	二	一	一	二、六四					
	女	三六	三三	八	一	一	一	一	一	六					
合 計	男	八三、二四八	三二、二〇四	五、二五五	一、三六九	四九二	三三	一三	二六	三二、八〇七					
	女	二二、〇六六	四、五九六	六二〇	一三三	五二	三六	一四	一	一七、四九八					

丙第一表(其五) 大正十一年度全國工場扶助給與扶助種類及歸郷旅費業務別

業 務	施 療		療 養 費		休 業 扶 助 料		障 害 扶 助 料		遺 族 扶 助 料	
	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額
染 織 工 場	六四、六〇〇	九五、三九四・五二〇	七、六四四	三、四四四・八七九	一三、五五五	一四二、七六九・七九九	三三	四、三四四・九二〇	一六七	四〇、〇二六・三〇〇



機械及器具工場	八九、八七九	三八四、〇三四・二五	一六、三二	二二、三三、四二・八五〇	三三、五三三	五五、四、三三・二六五	一、五三二	一四、三四・六五〇	一〇八	三二、八六八・二五〇
化學工場	一〇、八六七	八六、六〇〇・〇〇〇	六、六四二	一〇、一九〇・七五〇	一〇、二二六	二二、六三・六二〇	二五	三〇、六〇・一七〇	七八	三三、四九六・〇三〇
飲食物工場	二、九二五	一五、九二七・〇二〇	一、三四二	一九、三三四・四七〇	一、六五三	二二、三九一・二二〇	一〇一	三、五四五・三九〇	三三	六、五七三・〇〇〇
雜工場	二、五七二	二四、三九五・三六五	一、四二二	三三、九七六・一六〇	二、〇四三	二六、七六七・九二五	一三五	一一、九二一・四七〇	三〇	八、二二四・八六六
特別工場	二、六七九	一七、四八七・一七〇	一、二五二	二二、九三二・七九〇	一、九三〇	三七、一一三・三〇五	三三	五、八〇五・七三〇	九	七、二三〇・二九〇
總計	一七三、五七三	六三三、八四八・二八〇	三四、五一	四六四、〇九七・八九九	五、八七九	九〇五、〇六八・二一四	二、六七七	二四、六二・三三〇	四四	二六、四〇八・七二六

業務	件數	金額	令第十四條ニ 依ル扶助料		扶助ヲ受ケタル職工		未成年者又ハ女子		合計	金額
			件數	金額	件數	金額	件數	金額		
染織工場	一六九	八、二七四・一六〇	一九	五、五三三・二〇〇	三三	二、八九一・〇九〇	一九、五三八	五四、二六四・二二〇	一〇六、七三四	四七〇、九三三・〇七八
機械及器具工場	一〇八	七、七八六・四四〇	五	二、五三三・七〇〇	八五	一、一七五・三二〇	二元	三三、五八〇	一三二、五六〇	一、四九八、八五〇・二六〇
化學工場	七六	五、二四二・二二〇	一	五〇〇・〇〇〇	七二	一、〇三三・四二〇	八二	五〇〇・一五〇	二八、一六〇	三八一、六三六・三四〇
飲食物工場	一三	七八四・三五〇	—	—	三	八九・九五〇	三七	二七二・四八〇	六、〇九四	六七、九七七・八六〇
雜工場	三〇	七六一・四〇〇	—	—	七	九九・七八〇	八	一〇二・四三〇	六、三三六	九六、三三九・三八六
特別工場	九	六九〇・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	五、九〇一	九〇、二四九・二七五
總計	四〇七	二三、五一〇・五六〇	二五	八、五四六・九〇〇	五〇六	五、二七八・五五〇	一九、六九四	五五、四六四・八五〇	二八四、六七五	二、五四六、八六六・一九九





丙第二表(其二) 大正十一年度官設工場扶助給與扶助期間表

合 計	三 年 以 上		二 年 未 以 上		一 年 未 以 上		六 箇 月 未 以 上		三 箇 月 未 以 上		一 箇 週 間 未 以 上		一 週 間 未 滿		內 閣	內 務 省	大 藏 省	陸 軍 省	海 軍 省	農 商 務 省	遞 信 省	鐵 道 省	合 計
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男									
106	102	182	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
307	550	182	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1,767	6,903	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
498	8,733	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	2,935	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2,736	21,066	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

丙第二表(其三) 大正十一年度官設工場扶助給與扶助種類及歸鄉旅費表

施療	件數	金額(圓)	内閣							合計
			内務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農商務省	遞信省		
療養費	件數	金額(圓)	二、五三・二一〇	六、八三・二八〇	一、九七八・九七八	七、四〇七・四七〇	七九五・三四〇	二、九八五	三〇・二五〇	一九、六〇八・四二八
休業扶助料	件數	金額(圓)	二七九	五〇一	四二五	四、三三二	九、一四八	二、九八五	二	二九、四二〇
障害扶助料	件數	金額(圓)	五、四一・〇〇〇	一、五三・二五〇	四、三五・〇〇〇	三、七五・四五〇	八九、二六・二三〇	四八、三六・六〇〇	一	一七二、六七八・八三〇
遺族扶助料	件數	金額(圓)	一	二	一	一	二	一	一	三三〇
葬祭料	件數	金額(圓)	二六	二	一	二	二	一	一	二、七八九・〇〇〇
令第十四條ニ依ル扶助料	件數	金額(圓)	一	一	一	一	一	一	一	六、〇三三・〇〇〇
歸郷旅費	件數	金額(圓)	一	一	一	一	一	一	一	三六、四七〇
職扶助ヲ受ル工	件數	金額(圓)	一	一	一	一	一	一	一	一四、九三〇
未成年者	件數	金額(圓)	一	一	一	一	一	一	一	一
又ハ女工	金額(圓)		一	一	一	一	一	一	一	一
合計			一、二八三	三、六九九	五、六三四	一六九、〇九三	八	一七九、七二七		



丙第三表 大正十三年中鑛夫扶助給與額 (社會局調)

種類	總計 (金屬山、石炭山、石油山、其他、鑛山)		金屬山		石炭山	
	男	女	男	女	男	女
扶助人員	一八五、九五	三三、三五	一八五、九五	三三、三五	—	—
扶助日數	二、八六、八〇六	五七二、〇四九	二、八六、八〇六	五七二、〇四九	—	—
療養費	一、二四一、〇三四	二九、三三七	一、二四一、〇三四	二九、三三七	—	—
療養手當	二、三五、一三三	四六、五四二	二、三五、一三三	四六、五四二	—	—
不具疾病者扶助料	四八五、二五五	六〇、九四〇	四八五、二五五	六〇、九四〇	—	—
遺族扶助料	—	—	—	—	—	—
葬祭料	—	—	—	—	—	—
計	五、二八一、九九三	二六、〇〇四	五、二八一、九九三	二六、〇〇四	—	—

丙第四表(其一) 官廳現業員共濟組合組合員數累年表 (以下第四十四回統計年鑑ニ據ル)

年度	印刷局現業員共濟組合	專賣局現業員共濟組合	陸軍海軍共濟組合	遞信部內職員共濟組合	國有鐵道員共濟組合	林野現業員共濟組合	警察土木事業員共濟組合	造幣局製鐵所共濟組合
大正八年度末	三、四九三	三三、一七七	四〇、五七二	四七、二九六	一四三、七三三	四、六五六	—	—
大正九年度末	四、四三〇	三八、七三五	四〇、九三〇	一〇七、一六三	一五〇、一九九	四、九四八	—	—
大正十年度末	四、七六八	三九、三〇四	三八、〇三三	一二六、七九二	一五五、六三三	五、二九三	—	—
大正十一年度末	四、七三三	三八、五八二	二九、七七四	一二五、三三〇	一六六、三八一	四、八四二	—	—







○海軍 共濟組合 (大正十三年度)

支出金額 (單位圓)	癱疾年金	傷病救濟金	死亡救濟金	特症救濟金	脫退救濟金	療養救濟金	勤績救濟金	罹災救濟金	葬祭料	雜費	病院診所及購買所	合計
	三、六八三	三、九一三	一、三六九	三、七七一	一、一五五	一、二七四	一、二七三	七、七七三	〇	五、八三六	五、九七五	二、九二一
救濟金給與人員	二	二五	三	一七	七	五	二	三九	一	—	—	一六、九七七

○國有鐵道 共濟組合 (大正十三年度)

支出金額 (單位圓)	公傷給付	癱疾給付	疾病給付	退職給付	遺族給付	災厄給付	舊規則救濟金其ノ他	雜費	合計
	二、五九一	三、四〇四	六、五二八	一、三三〇	一、二二五	六、〇三三	一〇〇、三六七	九、七九四	四、五七九
救濟金給與人員	二、二九八	一、八四四	四、〇三三	一、九七九	六、五二八	二、五三七	四、四八五	—	一〇五、二九六

○遞信部 內職員 共濟組合 (大正十三年度)

支出金額 (單位圓)	殉職給與金	癱疾年金	傷病給與金	疾病給與金	療養給與金	死亡給與金	災害給與金	脫退給與金	勤績給與金	醫藥診療所	雜支出	缺損金	組合外支出	合計
	二〇六、九三三	一、八五八	八、〇〇四	一、三四八	七、二四六	七、九三三	八、八四一	六、六九九	五、四九九	五、三三三	一〇一、三八四	五、九五一	—	一八二、二九四
救濟金給與人員	一五	九	一	八	一、二二七	三〇一	四、四四四	一三、〇五五	三、五五四	—	—	—	—	六三、五七三

○林野現業員 共濟組合 (大正十二年度)

支出金額 (單位圓)	公傷給與金	疾病給與金	死亡給與金	脫退給與金	年功給與金	雜費	合計
	一三、八三七	一三、八五七	二、七四四	二、五九七	四、二五六	三、五六	七〇、九四九
救濟金給與人員	一六〇	五〇二	三三	一、三三二	四七	—	二、四九四



○土木事業從業員共濟組合（大正十三年度）

支出金額 (單位圓)	救濟金給與人員	公傷病給付		私傷病給付 (給付金)	產婦給付	罹災給付 (一時金)	脫退給付 (一時金)	遺族給付 年金	葬祭給付	事業費	事務費	合計
		醫療金一時金	障害一時金									
三、二〇三	一、四〇五	五、九七三	三、九三三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

○警察共濟組合（大正十二年度）

支出金額 (單位圓)	救濟金給與人員	醫療金	死亡給與金	廢疾給與金	罹災給與金	脫退給與金	雜費	合計
		三三、五五五	一八、九七	五〇、五七九	六五〇、一九一	五二、一七六	五、四六一	一、二七九、八九一
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

丙第五表(其一) 大正十四年職業紹介所業態別取扱成績表 (職業紹介公報及時報ニ據リ作表)

業態	求人數		求職登録者數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女
工業及鑛業	二九、二二六	三五、二八四	一六四、五三〇	三三七、九四〇	一七、八三三	二四、七三二
土木建築	一四〇、一九一	四〇五	一四〇、五九六	九三、二五〇	三三〇	九三、四七〇
商業	二〇六、九六六	一八、五三三	三三五、四三九	一九二、五三三	六、一三〇	一九八、六三二
農林業	三、五三二	二四六	三、七七七	四、〇五五	八五	四、一四〇
水産業	五七	四八	五七五	三六〇	一一	三七七
通信運輸	二六、九八〇	一、六八三	三〇、六九三	三七、一三六	九八二	三八、二二〇
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

戶內使用人	雜業	無業	合計
一九、二六九	一五三、六四二	—	六八二、三〇二
八八、六九五	二六、七七四	—	一七二、四八八
一〇七、九六四	一八〇、四二六	—	八五三、九五〇
六三、八四三	一五三、〇二七	—	七八五、八六六
四四、五八一	二一、四八五	八三〇	九二、一五六
一〇八、四三四	一七三、五三二	一五、五一	八七七、九八二
一一、四七四	四〇、九〇〇	—	二四〇、七三二
二四、七二六	六、二八九	—	四三、八六六
三六、一九〇	四七、一八九	—	二八三、五九八

丙第五表(其二) 大正十四年中職業紹介所紹介數月別表 (出前所)

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 計	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	求人數	求職者數		就職者數	求人超過	求職超過	求人對求職者割合%	求職者對就職者割合%
			登錄數	再來數					
一	月	七三、六一	七二、〇九〇	一六、七三四	二二、五三三	一、五二	—	九九	三三
二	月	七〇、九五八	六九、九四〇	一九、三八一	二四、二二一	一、〇一八	—	九九	三五
三	月	八一、五六三	七九、八三〇	二二、五五四	二六、八六八	一、七四三	—	九九	三四
四	月	七三、〇九六	八五、一六六	二四、二八三	二六、六七二	—	二二、〇七〇	二六	三三
五	月	七三、三〇三	八三、八〇五	二四、三〇八	二五、八九四	—	一〇、五〇三	二四	三三
六	月	七三、二七七	七九、八八七	二六、九二五	二四、五七七	—	七、六一〇	二二	三三
七	月	七三、〇五三	七四、八五七	二四、九二五	二四、五三四	—	一、八〇四	二二	三三
八	月	六九、三四〇	六六、八三四	二二、三四二	二三、一三三	二、五〇六	—	一九	三三
九	月	八二、二八七	七六、〇九七	二四、四二七	二四、五二四	六、一九〇	—	九二	三三
十	月	七四、九六七	六九、九四三	二三、五〇九	二三、一六五	五、〇三四	—	九三	三三
十	月	六三、〇六四	六八、五八八	二二、二三四	二二、四七一	—	五、五三四	一九	三三
計	二	四七、四三三	五一、九五五	一五、六二〇	一六、〇四七	—	四、五三三	一一〇	三三
計	一	八五三、九五〇	八七七、九八二	二六三、一七三	二八三、五九八	—	二四、〇三三	一〇三	三三



丙第五表(其三) 大正十四年中職業紹介所紹介數各月男女別表 (出前所)

月	紹介所數		求人數		登録數		就職者數		再來數		就職者數	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一	一三	五四、五五三	一八、〇五八	七三、六一一	六四、六五五	六、四三五	七二、〇九〇	一五、四二八	一、三三六	一六、七三四	二〇、五四九	二、九七三
二	一七	五六、五〇〇	一四、四四八	七〇、九五八	六三、三四四	六、五九六	六九、九四〇	一七、九五四	一、四三七	一九、三八一	二〇、九八〇	三、三三一
三	一六	六六、一四五	一五、四二八	八一、五三三	七二、二七八	八、五四二	七九、八三〇	一九、六二七	一、八九七	二二、五四四	三、九九一	三、八七七
四	一六	五九、九五六	一三、一四〇	七三、〇九六	七六、〇三〇	九、一四六	八五、一六六	二二、九二七	二、三六六	二四、二八三	三、五九九	四、一三三
五	一六	五九、七四二	一三、五六〇	七三、三〇三	七四、七六二	九、〇四三	八三、八〇五	二二、八八一	二、四二七	二四、三〇八	二、九一三	三、九八一
六	一七	五八、七二二	一三、五五五	七二、二七七	七一、〇三四	八、八五三	七九、八八七	二四、五六〇	二、三五五	二六、九一五	二〇、六五五	三、九三三
七	一七	五九、六〇〇	一三、四四五	七三、〇三三	六六、八七一	七、九八六	七四、八五七	三三、九三二	二、〇三三	二四、九一五	二〇、七七五	三、七四九
八	一七	五五、六五九	一三、六八一	六九、三四〇	五九、六八一	七、一五三	六六、八三四	一九、六二〇	一、七三三	二二、三四二	一八、七八八	三、三四五
九	一七	六四、七四四	一七、五四三	八二、二八七	六七、五三四	八、五七三	七六、〇九七	三三、四六六	二、〇〇一	二四、四二七	二〇、四〇七	四、一〇七
十	一六	五九、三三一	一五、六三六	七四、九六七	六三、四九四	七、四四九	六九、九四三	二〇、七六一	一、七四八	二三、五〇九	一九、五九八	三、五六七
十一	一七	五〇、五三二	一三、五〇三	六三、〇六四	六一、二二一	七、三七七	六八、五八八	一九、三九七	一、八三七	二二、三三四	一七、九七八	三、五三三
十二	一七	三六、七八八	一〇、六四四	四七、三三三	四六、九五三	五、〇〇三	五一、九五五	一四、三三六	一、三〇四	一五、六三〇	一三、五九九	二、四四八
計		六八二、三〇二	一七一、六四八	八三三、九三〇	七八五、八二六	九三、一五六	八七七、九八二	二四〇、七六九	三三、四〇三	三六三、一七二	二四〇、七七二	四二、八二六

丙第五表(其四) 大正十四年中職業紹介所府縣別成績表 (出前所)

道府縣	求人數	登録數	就職者數	道府縣	求人數	登録數	就職者數
北海道	一〇、七七八	一〇、二六六	四、六三七	岐阜	二、七三六	三、二一八	一、三八五

備考	三	靜岡	愛知	長野	山梨	新潟	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	枋木	群馬	茨城	千葉	埼玉	神奈川	東京	福井	石川	富山	京都	大阪	兵庫	滋賀	和歌山	岡山	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	長崎	佐賀	鹿兒島	合計		
登錄者數ノ二月ニ於テ二五ノ差アリ、爲メニ合計ニ於テ他表ノソレト合致セズ	一、七三五	八、六七九	二、五三〇	二、三九八	一、〇四二	三、三六〇	七四八	一、二〇四	四、五七五	一、四八六	二、一七三	三、六八二	二、〇〇〇	二、八三三	三、六九八	九〇七	七二〇	三、八三三	三、六八二	二、四〇一	四、四六二	二、〇二二	二〇、三七四	二五、五八九	二七、五八五	四九七	七〇三	一〇、〇八〇	一四、五〇〇	三、八二八	三、五四四	九一六	五、三三二	一七、三四九	五、〇六四	二、〇五六	一、〇八八	八三、九三〇	八七八、〇〇六	二八三、五九八
	二、〇九六	八、一七三	二七、八六四	二、二〇七	一、六〇三	一、八三〇	九六三	一、一三三	一、七九五	一、一五四	二、一三六	二、五八三	一、六四一	二、三三九	二、〇四五	六三八	六九四	三、八二六	三、五二一	一〇〇、五一五	一、九八三	五、〇九七	二四七	二七、七九九	二八二、四六六	二九、六〇三	五三三	六九〇	八、一四七	一四、八一	四、〇七五	三、八九二	一、六六三	五、六〇〇	一九、五五九	六、八五六	一、七七六	一、五二六	二八三、五九八	二八三、五九八
	八〇九	四、三四六	一〇、二一九	九一八	七九七	四七三	三二二	三六一	一、〇四九	三三三	一、〇三三	一、三三九	五三九	九七一	七八一	二三五	三九五	二、七六六	二、四〇一	一〇〇、五一五	一、九八三	五、〇九七	二四七	二七、七九九	二八二、四六六	二九、六〇三	五三三	六九〇	八、一四七	一四、八一	四、〇七五	三、八九二	一、六六三	五、六〇〇	一九、五五九	六、八五六	一、七七六	一、五二六	二八三、五九八	二八三、五九八
	二、〇九六	八、一七三	二七、八六四	二、二〇七	一、六〇三	一、八三〇	九六三	一、一三三	一、七九五	一、一五四	二、一三六	二、五八三	一、六四一	二、三三九	二、〇四五	六三八	六九四	三、八二六	三、五二一	一〇〇、五一五	一、九八三	五、〇九七	二四七	二七、七九九	二八二、四六六	二九、六〇三	五三三	六九〇	八、一四七	一四、八一	四、〇七五	三、八九二	一、六六三	五、六〇〇	一九、五五九	六、八五六	一、七七六	一、五二六	二八三、五九八	二八三、五九八



丙第五表(其五) 大正十四年職業紹介所日傭勞働紹介成績表 (出前所)

取扱別	年月	紹介所數	求人數		求職者數		紹介件數			
			男	女	男	女	男	女		
大正十四年	一月	六九、二六〇	二、七〇一	七二、九六一	九八、九六三	二、六九九	一〇一、六六二	六八、五九五	二、五六二	七二、一五七
	二月	八三、九四〇	二、六九四	八六、六三四	一一〇、七三四	二、八二〇	一一三、五四四	八三、五三〇	二、六六二	八六、一九二
	三月	一四二、五七二	五、〇六六	一四七、六三八	一七三、八三一	五、二六六	一七八、〇九七	一四二、八七八	五、〇五七	一四六、九三五
	四月	八二、五三四	三、一四五	八五、六七九	一一六、九五七	三、五七七	一二〇、五三四	八一、九六八	三、一四五	八五、一三三
	五月	八八、三三六	二、七四一	九一、〇七七	一一八、七〇三	三、一三六	一二一、八三九	八七、六四五	二、七三七	九〇、三八二
	六月	八八、九〇六	三、一五八	九二、〇六四	一一三、七六一	三、五五七	一二七、三三九	八八、三五二	三、一五五	九一、五〇六
	七月	九一、四九五	一、六〇三	九三、〇九八	一一四、五三三	一、六七〇	一二六、二〇三	九〇、五八一	一、六〇二	九二、一八三
	八月	一〇三、四〇六	二、〇三五	一〇五、四四一	一二五、八六九	二、一四〇	一二八、〇〇九	一〇二、四九九	二、〇三四	一〇四、五三三
	九月	一〇三、六三一	一、七一九	一〇五、三三〇	一二六、三三三	一、七八六	一二八、一三九	一〇二、九五二	一、七七七	一〇四、六六八
	十月	一一三、一三三	一、五二四	一一四、六六六	一二五、七二四	一、六一一	一二七、三三三	一一一、八二二	一、五二二	一二三、三三五
	十一月	一一九、〇七六	二、一三八	一二一、二〇四	一四八、〇四五	二、二二二	一五〇、二五七	一一七、五三七	二、一三六	一二九、六六三
	十二月	一五九、二八九	二、七八五	一六二、〇七四	二〇〇、三三六	二、八七九	二〇三、二〇五	一五七、七七六	二、七八三	一六〇、五五九
合 計		一、三四五、五七	三二、二八九	一、二七六、八七六	一、五八二、八〇〇	三三、三四三	一、六六六、一四三	一、二三五、一三三	三二、〇九三	一、二六六、二六

丙第六表(其一) 簡易保險成績累年表 (大正十三年度) (簡易保險局統計年報ニ據ル)

新契約件數	保險金(圓)	大正十三年度	大正十二年度	大正十一年度	大正十年度	大正九年度
一、九二六、一四九	二八二、三三四、三三六	一、四〇七、五五三	一、四九、〇六六、三〇一	一、五三三、九四〇	一、一五七、九三二	七八八、四四八
二、一、三三六、三三六	一、九二六、一四九	一、四〇七、五五三	一、四九、〇六六、三〇一	一、五三三、九四〇	一、一五七、九三二	七八八、四四八
二、一、三三六、三三六	一、九二六、一四九	一、四〇七、五五三	一、四九、〇六六、三〇一	一、五三三、九四〇	一、一五七、九三二	七八八、四四八





丙第六表(其三) 簡易保險新契約及月末現在高月別表

大正十四年	新契約件數	月末現在		人口千人ニ對スル新契約件數	人口千人ニ對スル月末現在件數割合
		件數	保險金		
一月	九五、二五二	六、一六八、三二一	七七四、六〇九、四九九	一・六一	一〇四・〇一
二月	二六、一九五	六、三三八、四九一	七九七、二五八、九五〇	三・六五	一〇六・八七
三月	二二、六四二	六、五三七、一六六	八三三、七九二、四六二	三・九四	一一〇・〇六
四月	一五八、八六八	六、六三五、六〇八	八三八、一七六、七二八	二・六八	一一一・八八
五月	一八三、四三五	六、七六四、四七一	八五七、七二五、三八五	三・〇九	一一四・〇六
六月	二七一、〇〇九	六、九八六、八一五	八八七、九二〇、五一五	四・五七	一二七・八一
七月	一六三、六九〇	七、〇九五、一九六	九〇四、二六一、〇〇二	二・七六	一二九・六三
八月	二二〇、八二六	七、一五三、九九六	九一三、四六二、六八六	二・〇四	一三〇・六三
九月	三九五、九二七	七、四九二、四八〇	九五三、五五五、四五二	六・六八	一三六・三三
十月	一七三、六七三	七、六一〇、九七七	九六七、七四六、九九二	二・九一	一二八・三三
十一月	二九三、二七四	七、八四〇、八五八	九九四、九八六、四三三	四・八九	一三〇・八一
十二月	一五一、〇九一	七、九三五、八七九	一、〇〇六、八六九、三三七	二・五二	一三三・四〇
計	二、四五五、八六三				

丙第六表(其四) 簡易保險死亡解約失効件數月別表

大正十四年	死亡件數	死亡率	解約件數	失効件數	解約率	月	死亡件數	死亡率	解約件數	失効件數	解約率
二月	六、五九	〇・〇〇一〇三	四、六〇八	四〇、〇三二	〇・〇〇七四	八月	六、〇九五	〇・〇〇八五	七、五〇一	五一、五三四	〇・〇〇八三五

三	月	六、一三三	〇・〇〇〇九四	五、三九四	三八、四六四	〇・〇〇六七三	九	月	六、二九五	〇・〇〇〇八四	七、九〇六	四六、〇五一	〇・〇〇七二〇
四	月	六、六四七	〇・〇〇一〇〇	五、八四九	四二、一六五	〇・〇〇七二四	十	月	七、三三五	〇・〇〇〇九六	七、七〇二	四三、〇三三	〇・〇〇六六六
五	月	六、八三三	〇・〇〇一〇一	七、三四四	四四、五三一	〇・〇〇七六七	十一	月	七、〇八三	〇・〇〇〇九〇	八、四〇八	五三、七二七	〇・〇〇七八〇
六	月	六、五五五	〇・〇〇〇九三	八、二四七	三七、七二〇	〇・〇〇六五八	十二	月	六、七七〇	〇・〇〇〇八五	八、六九七	四四、六七四	〇・〇〇六七三

丙第六表(其五) 簡易保險被保險者職業別件數表 (大正十二年度末現在)

	東京		名古屋		大阪		廣島		熊本		仙臺		札幌		計
	業	件數	業	件數	業	件數	業	件數	業	件數	業	件數	業	件數	
農業	二二〇,五〇〇	二二〇,〇〇〇	一〇一,五〇〇	一〇一,五〇〇	二二七,〇〇〇	二二七,〇〇〇	一八三,五〇〇	一八三,五〇〇	一六七,五〇〇	一六七,五〇〇	三三,五〇〇	三三,五〇〇	一,〇六三,五〇〇	一,〇六三,五〇〇	
水産業	一一,〇〇〇	一五,〇〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一三,五〇〇	一三,五〇〇	一八,五〇〇	一八,五〇〇	八六,五〇〇	八六,五〇〇	
鑛業	四,五〇〇	一,五〇〇	—	—	四,五〇〇	四,五〇〇	二七,〇〇〇	二七,〇〇〇	七,五〇〇	七,五〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	五九,〇〇〇	五九,〇〇〇	
工業	三三六,五〇〇	二六四,〇〇〇	二四七,五〇〇	二四七,五〇〇	一一六,〇〇〇	一一六,〇〇〇	一五五,五〇〇	一五五,五〇〇	二二五,五〇〇	二二五,五〇〇	四四,五〇〇	四四,五〇〇	一,二九九,五〇〇	一,二九九,五〇〇	
商業	三三九,五〇〇	二五五,〇〇〇	二五一,〇〇〇	二五一,〇〇〇	一五三,五〇〇	一五三,五〇〇	一五四,五〇〇	一五四,五〇〇	一四二,五〇〇	一四二,五〇〇	七〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一,三五五,〇〇〇	一,三五五,〇〇〇	
交通業	八三,〇〇〇	六六,五〇〇	六一,五〇〇	六一,五〇〇	六二,五〇〇	六二,五〇〇	五四,五〇〇	五四,五〇〇	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇	四五,五〇〇	四五,五〇〇	四二一,五〇〇	四二一,五〇〇	
公務及自由業	一七,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	七八,〇〇〇	七八,〇〇〇	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	九六,五〇〇	九六,五〇〇	七九,〇〇〇	七九,〇〇〇	二九,五〇〇	二九,五〇〇	五九三,〇〇〇	五九三,〇〇〇	
其他ノ有業者	一〇,五〇〇	二二,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	七,五〇〇	七,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	七三,五〇〇	七三,五〇〇	
家事使用人	四,〇〇〇	一,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	五〇〇	五〇〇	—	—	—	—	—	—	七,〇〇〇	七,〇〇〇	
無職	一七,五〇〇	六,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	五,五〇〇	五,五〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	六三,〇〇〇	六三,〇〇〇	
不明	三三,五〇〇	四,五〇〇	二八,五〇〇	二八,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一一,五〇〇	一一,五〇〇	一三,五〇〇	一三,五〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	九九,〇〇〇	九九,〇〇〇	
計	一,二八七,五〇〇	九七三,五〇〇	七九四,〇〇〇	七九四,〇〇〇	五五九,〇〇〇	五五九,〇〇〇	七二七,五〇〇	七二七,五〇〇	六二八,五〇〇	六二八,五〇〇	二七〇,五〇〇	二七〇,五〇〇	五,二一九,五〇〇	五,二一九,五〇〇	

丙第六表(其六) 簡易保險積立金運用累年狀況表

住宅資金貸付	大正十三年度	大正十二年度	大正十一年度	大正十年度
	一五、八九八、四四〇	一四、〇〇四、二二〇	一〇、二九、四六〇	五、一二三、三三三



共同宿泊所資金貸付	50,000	50,000	251,000	—
簡易食堂資金貸付	127,000	115,000	120,000	115,000
市場資金貸付	3,766,000	2,980,000	1,733,000	1,025,000
廉賣供給事業貸付	61,000	61,000	56,000	43,000
實費診療事業貸付	1,496,000	1,314,000	587,000	—
產院資金貸付	67,000	67,000	180,000	—
職業紹介所資金貸付	572,700	560,700	336,700	336,700
質屋資金貸付	379,300	333,300	79,300	29,300
託兒所資金貸付	395,200	285,200	296,500	75,500
公益浴場資金貸付	190,000	204,000	291,000	—
自作農創設維持資金貸付	9,201,900	5,990,900	2,406,000	—
小學校建築資金貸付	17,303,200	10,884,100	5,509,600	1,842,880
傳染病院資金貸付	701,200	399,000	233,000	—
農業倉庫資金貸付	666,800	264,600	93,000	—
實業補習學校資金貸付	39,000	10,000	—	—
簡易水道資金貸付	43,000	547,000	—	—
地方改善地區整理費貸付	261,000	—	—	—
上水道資金貸付	4,855,000	—	—	—
契約者貸付	1,307,584	788,555	233,576	52,994
有價證券及預金	3,100,561	1,506,335	2,257,021	6,033,520
計	61,424,266	40,394,290	24,905,788	14,713,247

